

# 「工事関係書類等の適正化指針」への意見に対する回答

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
1	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	指示が遅く、月日をさかのぼる。	工事関係書類等の適正化指針を周知徹底します。
2	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	発注者が指示した方が良い案件なのに受注者に協議書の提出を求める。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します」を周知徹底します。
3	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	指示書作成の伴う現地調査、図面作成、見積を依頼される。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」を周知徹底します。 なお、設計図書(照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。
4	①協議書(協議指示等)	-	①受注者	発注図に無い工種について 地元交渉(発注者側)によりガードパイプ、目隠しフェンスの工事が追加になりましたが、指示書作成にあたり「指示図面を書いてくれたら指示してやっても良い」と現場技術員に言われました。 「マニュアルでは指示の場合発注者側が作成ではないでしょうか？」とお聞きしましたが、反応が無く現場に支障がでるため、協議→指示で処理しました。 指示、協議の境目が明確になっていない為、Q&Aの様なものがあれば解りやすくなると思います。 この技術員さんは全てのケースで協議→指示と言います。技術員さんの意識改革をお願いします。	①協議書(ケース1)「発注者指示の資料は発注者で作成することを職員に徹底します。」を周知徹底します。 なお、設計図書(照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。
5	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	個別対応が必要な事案がある場合は、適正化指針や目安箱に、「書類作成や現場進捗に関して、重大な支障が生じると判断される事案があった場合、個別(個人)対応を実施する事があります。」などの記載があれば、抑止につながるかと思われます。	「書類作成や工事の進捗に関して、重大な支障が生じると判断される場合は、個別に対応していきます。」を適正化目安箱HPに記載します。
6	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	「指示資料は発注者で作成することを徹底します。」とした手前、何かと資料の提供を依頼しづらくなった。	①協議書(ケース3)の照査として事実が確認できる資料の提出により適切に実施してください。
7	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	提出した協議の回答をもう少し早くお願いしたい。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、…指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。
8	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	総括で指示いただくことになった内容が中々指示がもらえず、準備もあるので早めに指示をもらいたい。	
9	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	ASPを使用していたが、回覧人数が多く、処理に時間を要していた。	
10	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	指示協議もASPを通して対応している工事では、最終決裁者の承認までかなりの時間を要し、現場がストップしかねない。 →試行工事による検証を行った結果、遅くとも概ね1ヶ月以内には承認されていた。 複数の提出資料の中である1つの資料が決裁されないで1週間ぐらい経過しているが、概ね1ヶ月とあるので1週間ぐらい放置されていて何も言えない。内容に疑問があるならこちらに聞いて欲しい。決裁に2週間も3週間も掛るのは長い。	
11	①協議書(協議指示等)	香川県	③支援業務者	ASPでの事務所回答に時間がかかりすぎです。迅速な対応を徹底して欲しい。	
12	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	決済の時間が多くかかっているように思われるのでできるだけ短くしていただきたい	
13	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	ASPを利用した協議指示の決済に1ヶ月以上を要している。受注者協議については決済状況が確認できるが、発注者指示については届くまで内容がわからない為、決済途中でも内容や状況が確認できるようにならないか？	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、…指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。 なお、内容については、監督職員と調整して下さい。
14	①協議書(協議指示等)	高知県	③支援業務者	協議・指示について、発注担当課に発議後決済までに1ヶ月以上時間を要する場合があります。 また、添付資料は必要最小限と記載されているにもかかわらず、工法比較表や追加資料等の作成及び比較における概算金額の算出を求められる。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は…指示が迅速に対応できるようにします」を周知徹底します。  また、①協議書(ケース3)に修正(追記)を行います。 ◎協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。 ◎必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。 なお、事実が確認できる資料については、記載している全てのものでなく、事象に応じて必要なもののみを提出するものとする。 ただし、設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に、変更設計図を意図して作成するものとする。 ◎設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。 ◎また、協議が円滑に進むように、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実に努めるよう指導します。
15	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	未設計(設計途中)の追加工種については、設計業務と受注者が中間時に打合せをし、現場の内容をもう少し加味させた設計となるような体制とすれば、多少なりとも迅速に施工が進捗するのではないか。現場を考慮し設計するのとやり直しが多々発生すると考えられ、施工会社の意見を聞き入れたくないとは考える。	①協議書(ケース1)「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。」を周知徹底します。
16	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	工事着手後の契約書第18条関係協議について、これまで様々な案を作成して、協議を行ってきましたが、発注側は担当のコンサルタントに確認します(工法・材料・構造計算等)と回答があった場合、1週間以内に回答が返ってきたことはありません。(2週間～4週間) 工事発注後の発注者とコンサルの確認・連絡・契約体制は、確立できているのでしょうか。	①協議書(ケース1)「設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。」及び、「照査を踏まえ相違がある場合は、設計施工調整会議や設計変更協議会などを有効に活用し、指示が迅速に対応できるようにします。」を周知・徹底します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
17	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	【ケース1】発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行②設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。について、12月26日に構造物施工箇所の必要とする地盤反力が得られなかったため、支持力確保のための対策工法について協議願いましたが、指示予定日の通知もなく、2月5日の指示となりました。対策工法の検討はコンサルの設計及び打合せ等ありますが、1ヶ月弱の期間一部作業を中止することとなりましたので、できるだけ指示予定日の通知をお願いします。	①協議書(ケース1)「設計等に時間を要する場合は、必ず指示予定日を通知するように指導します。」を周知徹底します。
18	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	ケース1 発注者が行うべき作業を受注者がサービスとして代行設計等に時間を要する場合には、必ず指示日を通知するように指導します。と記載があるが、そのような書類を見たことがない。	
19	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	発注者からの指示図等を受注者側で作成するケースが大半であります。発注者での指示図面作成は、現場構造反映がなかなか難しいと思われれます。このケースでは、受注者側で指示図面等作成し必要経費を変更で計上する積算方式を標準化すれば、スムーズに受発注者間で施工が行えるようになると思います。	①協議書(ケース1)を周知徹底します。 なお、積算方式を標準化することは困難であるが、やむを得ない場合においては、受注者側に依頼する場合がありますので、その場合はご協力をお願いします。
20	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	協議・指示の変更金額について概算金額の提示となっているが、設計変更時に変更金額の乖離が大きい項目がある(条件が違うため歩掛変更で協議しているのに、標準積算で変更されたり等)。1回/半年、複数年度工事はせめて1回/年度は、変更契約は無理でも、受発注者間で概算ではなく変更金額を確定させるようにしていただきたい。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させる。」を周知徹底します。
21	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	協議資料で工法が変更となり、歩掛見積りが必要な場合、概算金額の提示が出来ないときはどう対応すればよいでしょうか。メーカー見積りで提示しても後々問題にならないでしょうか。	土木工事書類作成マニュアルの受注者発議の「工事打合せ簿」を以下のとおり修正します。併せて設計変更ガイドラインを変更します。 2. 参考 ①概算金額:約〇〇百万円増(減)額の見込み(※1) ②延長必要日数:約〇〇日増の見込み(※2) (※1)受注者発議において、特別な場合(受注者主導での提案等)のみ見積もり等の参考金額を記載 (※2)工期延期を伴う見込みとなる場合に記載
22	①協議書(協議指示等)	高知県	③支援業務者	協議・指示の概算金額について、時間を要するものは追って通知することも可能であるにもかかわらず、主任監督員の決裁段階で発注担当課から記載を求められる場合がある。	
23	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	工事契約後、当初計上されている項目に関する数量計算書は発注者より提供されるため、施工中において協議により変更した内容や現地合わせによって変更となる箇所についての数量は施工者で対応するが、担当者によっては指示によって新規追加した項目に関する数量計算書の作成を求められる場合があるため、指示によって発生する変更内容については、指示毎に変更箇所を反映した数量計算書を提供頂きたい。	監督(調査)職員と調整して下さい。
24	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	情報共有システムについては、原則実施の徹底をお願いしたい。ASPを開通しているにもかかわらず事務所によっては指示書が紙でくる場合がある。	情報共有システムについては、特記仕様書に条件明示しているところであり、指導・徹底します。 紙と電子の別は事前協議により行って下さい。
25	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	当工事においては協議書類は紙での提出となっております。紙の場合担当者に連絡時間を調整し手渡しとなり余分な手間がかなり増えます。又書類の手直し等の場合更に時間を要し効率が非常に悪いので全てベースページで処理できるよう改善して頂きたいです。	
26	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	ASP等によるやりとりが、協議と指示のみ紙ベースが依然として残っている。全ての電子処理を希望します。	
27	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	指示書(発注者側)、協議書(受注者側)、電子では無く紙のやりとりがあるので、せめて事務所毎には紙にするか電子にするか、統一して欲しい。	
28	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	共有システム利用の選定協議書及び電子納品事前協議書の提出について共有システムについて、発注者又は事務所のご意向において、選択可能なシステムを事前提示願いたい…関係者の氏名・アドレス・連絡先をリスト化したものを提供資料として、準備願いたい。 電子納品事前協議書について、発注者より、提供願いたい。HPでは、最新版が不明の為	発注者と協議の上実施して下さい。
29	①協議書(協議指示等)	—	①受注者	残土等の受入地の指示は受注後すみやかに頂ければ助かります。現状指示が不着手前になって指示を頂いておりますが、計画が立てられず工程に遅れが生じています。	①協議書(ケース2)「工事中に遅れが生じないように、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、…事前準備等に努める」を周知徹底します。
30	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	総括打合せ時に協議を行った事項を再度協議書として書類の提出を行うのは2度手間になる。協議の内容で指示をしていただくと、書類作成の短縮が出来ます。	①協議書(ケース2)「基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては概率的な指示とし、詳細については発注担当課または主任監督員の指示とします。」を周知・徹底します。 ただし、事実が確認できる資料が提出されていることが前提となります。
31	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括時に議題にあげたものを、決定事項と指示していただくことが、難しく、再度協議している。	
32	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議・指示において総括打ち合わせ時で了承された内容についても再度協議書の作成が必要になる。出来れば総括時で済ましたい。	
33	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	受注者が検討し監督職員と協議する」という内容の回答が多く、結果的に別途協議が必要となっている。	
34	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	ケース2 総括打合せにおける協議事項の取り扱い 基本的には総括打合せ指示としますが、構造変更による設計検討が必要な場合などにおいては概率的な指示とし、詳細については発注担当課または主任監督員の指示とします。と記載があるが、基本的に総括時の設計検討等については発注担当課指示の方がスムーズ	設計検討が必要なものについては、発注担当課が主務と考えています。
35	①協議書(協議指示等)	愛媛県	③支援業務者	総括指示資料のうち、誤謬・脱漏等の発注図書の修正は発注担当課で行って欲しい。 出先(出張所・詰所)で作成し負担が掛かっている現状です。	発注担当課と調整してください。
36	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	総括打合せまでの照査事項と期日について 1)18条事項に関する協議事項と指示…明確な事項と不明確な事項に対する扱いが不明 2)特記仕様書に記載された、総括打合せの実施時期について…1ヶ月以内に実施は困難。2ヶ月以内に明記に修正願いたい。	扱いについては、直轄請負工事における設計変更ガイドラインに基づき判断してください。 なお、総括打合せの実施時期については、特記仕様書から削除しています。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
37	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	【総括打ち合わせについて】打ち合わせ時に作成する資料を、いつも 施工計画書や協議・承諾事項問題点資料など一式を、発注者側の出席者全員分10~20部ほどつくってしまいます。一応つくってしまいます。	総括打合せは、基本的に18条関係をメインに実施しているものであり、その他施工計画書は必要に応じて作成して下さい。 なお、今後はWEB等による打合せも検討していきます。
38	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	総括打合せ時に施工計画書を添付するが、内容については総括打合せ時までの施工計画書(準備工等)の添付で良いのではないか。	
39	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	「総括打合せ」の必要性を感じない。「総括打合せ」の日時までに書類をまとめ資料を作成しなければならず負担が大きい。施工計画書は情報共有システムで対応できる。18条の照査は、発見した時に「通知・確認」と記載がある。回答もすぐに出ない内容もあるので、指示・承諾事項及び施工監督計画など必要最小限の内容でよいのではと感じます。ある程度の質疑、通知や協議がまとまった時点で複数回実施すれば負担軽減になると感じます。	総括打合せは、基本的に18条関係をメインに実施しているものであり、その他施工計画書は必要に応じて作成して下さい。 なお、今後はWEB等による打合せも検討していきます。 また、総括打合せの実施時期については、特記仕様書から削除していますので、必要な時期に行ってください。ただし、総括打合せ以外の打合せについては、必要に応じてその都度実施して頂いて構いません。
40	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	受注契約後、統括打合せ開催までの期間が1ヶ月しか無く、工事着手も1ヶ月以内と決まっております。県外業者(遠方業者)には、時間が無さすぎる。	総括打合せは、基本的に18条関係をメインに実施しているものであり、その他施工計画書は必要に応じて作成して下さい。 なお、今後はWEB等による打合せも検討していきます。 また、総括打合せの実施時期については、特記仕様書から削除しています。
41	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	【ケース3:受注者発議による工事打合せ簿に添付する資料】 協議の添付資料に設計図との対比図を含むとあるが、「当初設計図(CAD)に変更点を赤黒で示したものと記載して欲しい。イメージ図で協議図を示す事例もあり、協議資料に基づき指示を作成する際にイメージ図を基に指示図を作成しなおすケースが多い。変更時には変更図としても用いるため、当初設計図データによる協議・変更点を受発注間で共有出来れば協議・指示、変更契約時の作業ロsgが軽減できます。	①協議書(ケース3)に修正(追記)を行います。 ②協議書の添付資料については、必要最小限にすることを徹底します。 ③必要最小限な資料は、土木工事共通仕様書1-1-1-3 2.設計図書の照査に記載されているとおり、事実が確認できる資料を提出するものであり、その資料には、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」とされていますが、過度な要求をするものではないことも合わせて徹底します。 なお、事実が確認できる資料については、記載している全てのものでなく、事象に応じて必要なもののみを提出するものとする。 ただし、設計図との対比図は、契約図面(指示図面含む)を基に、変更設計図を意識して作成するものとする。 ④設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。 ⑤また、協議が円滑に進むように、設計図書については、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、その充実を努めるよう指導します。
42	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	協議もしくは指示に対応かの判断を良くしてもらいたい。協議提出をしても後から指示対応に変更することがあり、時間や労力が無駄になる事がある。	
43	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	ケース3 受注者発議による工事打合せ簿に添付する資料 協議書の添付資料について、「現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない」と記載があるが、着手できる状況でない設計図書からのその資料の作成は非常に労力を要するので、設計図書の不備や設計図書の照査の範囲を超えるもの等の時は設計図との対比図程度の資料とし、指示していただきたい。	
44	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	設計図書(特に平面図)と現場が合致していない場合が多く、詳細を計画協議としなければ、瑕疵となることも考えられる。結局何でも協議となってしまう。各段階毎に修正業務も発注されているが、設計業務が過年度毎となり統括された設計業務データとならないため、把握することが非常に困難となる。過年度毎に統括(前年度資料に追加)された設計データとはならないのか。	
45	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	経験の浅い監督員や、自己保身を考える監督員が上司に突っ込まれた時に理論武装をするための資料を受注者に用意させることがある。費用のかかる設計計算や安定計算は費用をみてほしい。 また、無償の測量・計画を依頼されることがある。内容が施工業者だけで済むなら良いが、GPSや3Dスキャナを必要とする場合はちゃんと費用をみてもらいたい。	
46	①協議書(協議指示等)	徳島県	②発注者	協議書作成時に口頭説明だけで十分かと思われる事項において説明図面を依頼される場合がありますが、その際、受注者からの口頭説明を聞き入れて欲しい。 (例)仮設舗装の曲線部で現地の走行性、利便性、地元対策等を本線より余分に舗装を行いました。その際に、なぜ余分な舗装を行ったのかの説明図面(トレーラーの軌跡図)の作成を指示されましたが、口頭での説明だけでも十分でないかと思えます。	
47	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	発注担当課発議の指示図面・内容に不備があった為、確認したところ、工事受注者に照査してもらい協議を発議するよう回答があった。その後、工事受注者から協議書を提出してもらい発注担当課へ送付したところ、図面変更で指示スタートとすると協議書を差し戻された。工事受注者へ協議書を差し戻しは申し訳ないし、発注担当課も事案内容を精査して対応して頂きたい。	
48	①協議書(協議指示等)	愛媛県	②発注者	【ケース3】 ・協議書の添付資料は、必要最小限しなければいけないと思うが、文献等の引用元等の名称・ページは明確に記載するべきだと思います。(当然コピーの添付までは不要) ・当初との比較資料、案の選定理由、数案あれば比較した資料は必要最少限で必要であると思います。(対等の立場での協議のため、発注時に受注者から確認事項があがってくるのと同じ)	
49	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	昔よりは減った気がするが、こちらが必要最低限の資料で打合せ簿を発議しても内容が伝わらないことが多々あり、結局は参考資料を作成して送付していることがある。	
50	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	①協議書(ケース3)の協議書の添付資料は、今までの現場書類に対しての思考であれば当然必要な書類と考えますが、このような書類が竣工後の程度の割合で会計検査等対外的に有効に働いたか検証し、必要性が低いのであれば変更金額の大小にもよりますが作成不要とし、もしもの時などの考えを捨てる事も大事だと思います。基本経済比較を伴う工法変更などは、設計業務扱いの方が事業全体的な整合性が取れると思います。また、指針の標記はどうしても主観が入る余地があるのでこのような指示を発注者から受ける受注者は過度に反応して資料を作り込んでしまうのが現状と考えます。	適正化指針の遵守並びに書類の簡素化に努めて参ります。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
51	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	【ケース3:受注者発議による工事打合せ簿に添付する資料】 協議の内容が高額な増額(100万円以上)となる場合や重要な構造変更が伴う場合は、監督職員(出張所等)から担当課(課長、専門官、担当係長等)へ事前説明を必ずして欲しい。 出張所からは協議の決裁をASP等で実施したことのみメールで報告があり、内容の説明が無いため、担当課技術員が出張所の現場技術員に事情を聞き取り処理している。職員間で指示方針や問題点・解決策を決定すれば指示に至るまでの手戻りも大幅に縮減できる。(担当課・出張所でWeb会議をすれば問題・課題・解決策等の情報共有が簡単に出来る。)	監督職員(出張所等)と発注担当課で調整を図るようお願いいたします。
52	①協議書(協議指示等)	徳島県	②発注者	協議書で使用する材料のカタログを添付していた場合は、改めて同じカタログ等を添付し、工事打合せ簿(承諾)として提出しなくても良いのではないかと思います。	協議書と材料承諾は異なるものです。
53	①協議書(協議指示等)	高知県	①受注者	全くできていない。工事の内容が分かる担当者を配置していただきたい。	工事関係書類等の適正化指針を周知徹底します。
54	①協議書(協議指示等)	香川県	①受注者	書いてあることはわかるが、現状として現場技術員等も多忙のため、やはり時間がかかってしまう。その為、趣旨は理解できるがどうしても自分でやってしまう。技術員の人数を増やすなどに対応していただきたい。	設計図書の充実を図るなど、受発注者の負担軽減に努めて参ります。
55	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	適正化指針は生産性の向上と考えます。受注から竣工までの受発注間の業務工数を意図的に減らす事が生産性の向上につながると思います。人員を簡単に増やすことは困難なため弊社でも働き方改革については大きな問題ととらえ模索中です。受発注間の業務の区分を明確にすることも必要ですが、業務工数が削減できなければ何処かにしわ寄せがくるだけだと思います。	適正化指針の遵守並びに書類の簡素化に努めて参ります。
56	①協議書(協議指示等)	愛媛県	①受注者	週休二日制の経費率をもっと上げてほしい。下請業者が会社を運営していくため協力してくれないです。	全国基準のため、ご意見を積算基準担当等にお伝えします。
57	①協議書(協議指示等)	香川県	③支援業務者	維持工事の指示・完了報告の書式も作成した方がよい。(作成の責任分担がわかりやすい)	土木工事書類作成マニュアルに様式を追加します。
58	①協議書(協議指示等)	香川県	③支援業務者	再度の確認かも知れませんが、当初発注図では工事が出来ない場合(ほぼ全体がかわる概算発注)での指示資料作成は、発注担当課での指示か、工事監督の指示でしょうか	発注図面の不適合による修正や追加指示図面等の事務所発議のものは、発注担当課が基本となります。(ケースバイケースのところもあり、監督職員と調整して下さい。)
59	①協議書(協議指示等)	徳島県	①受注者	発注担当課は、とりあえず概算発注していれば受注者が現地踏査して設計業務を代わりに工事で行ってくれれば、甘い考えがあると思います。発注件数は多いと思いますが、それでは何も変わらない。	適正化指針を周知徹底して参ります。
60	①協議書(協議指示等)	徳島県	③支援業務者	①-13「出来形管理基準にないものは、…」の回答では「個別の協議書は必要なく、…」となっているが土木工事共通仕様書1-1-1-23 8. 記録及び関係書類では『土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。』となっており統一して欲しい。	共通仕様書1-1-1-24施工管理 8.記録及び関係書類に記載の「監督職員との協議」について、以下のとおり運用して下さい。 個別の協議書は必要なく、監督職員と調整し、施工計画書へ記載して下さい。 また、マニュアルの該当箇所の記載を以下のとおり修正します。 ◆「なお、該当工種がないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して定める。」 ◆「なお、出来形の規格値の定めのないものについては、あらかじめ監督職員と調整(協議書は不要)して設定…」など
61	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	当初発注図面において、現場調査を行う前に変更(数量減)となる旨連絡が有り、減の代替案として追加(案)を提示されますが、1年以上前に機器更新されている内容に関しては当初発注図の時点で変更しておいて頂ければ、追加分の変更(案)を盛り込んだ発注図として契約出来、余分な手間と、変更(案)の現地調査に再度行かなくて済むと思います。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」を周知徹底します。
62	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	総括時の質疑で毎回同じ内容を繰り返さないために、発注時には過去3年間程度の工事で毎年計上されている内容は反映していただきたいと思ひます。	
63	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	前年度工事に変更された箇所が反映されていない図面で発注される。	
64	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事によっては前年度工事の内容が踏襲されていない部分がある。 平面図・構造図・数量	
65	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	進入路や施工ヤード等の仮設工を発注時に盛り込むことは不可能でしょうか。コンサル成果にはある程度の仮設計画が検討されていることは多いかと思います。発注時にコンサル成果の仮設計画を盛り込んでいただければ、地元への挨拶も早期に可能かと考えます。	
66	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	過年度工事の変更事案(下部工流注排水管等)を当初発注図(コンサル成果)に反映してほしい(現況は発注後に変更指示となっている)	
67	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	道路改良や下部工事など隣接して工事が発注された場合、現場条件により隣接工事完了まで着手する事ができず、受注後すぐに一時中止や工期延期となる事案があります。また任意仮設での発注が多いが、コンサル設計段階での計画が現地条件を加味しておらず、計画の立案・根拠資料の作成、関係者との交渉などに時間を要し大幅に工程が遅れてしまっています。 「設計段階において現地条件を十分考慮し検討すると共に、発注後の大幅な変更による工事中止を低減するよう努めます」などの一文を追記してはどうでしょうか。	②発注内容・設計照査(ケース1)に修正(追記)を行います。 ③設計段階において現地状況を十分考慮した上で施工方法を検討することにより発注後の工事中止が発生しないよう努めます。
68	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	ケース1:埋蔵文化財調査と出水時期の関係で、工事の3割が廃工(護岸工)となった。その減額分(工事費:約6100万円)を補おうと、多くの新規追加工事の指示書を頂き、結果的には1か月工期延期となり当初請負金額より少し増額で完成したが、発注者(現場サイド)とも大変な労力を費やした。埋蔵文化財調査等により廃工となる恐れのある工種については発注前に精査してほしい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」及び「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。」を周知徹底します。
69	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	橋梁塗装塗り替え工事において、既設塗膜に含まれる有害物質の調査結果により、施工方法、変更工事金額の内容変更が大きい。既設塗膜に有害物質が検出された場合、既設塗膜撤去に必要な設備(防護服、マスクなど)を準備する必要があり工事着手までに時間を要する。新型コロナウイルスの影響もあり防護服の調達も厳しい状況もあり、入札時の懸念材料となっている可能性がある。発注前に既設塗膜の調査を行い、施工方法、産廃処理方法などを設計内容に反映させてはいかでしょうか？	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します。」及び「あらかじめ変更が想定される工事は、条件明示をします。」を周知徹底します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
70	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	【ケース1】発注時より工事変更を予定、工事が一時中止の場合も当初発注に反映できなかった場合においては、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出来るように、事前調整を行うなど、指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。  と記載があるが、中止予定箇所の照査にも不必要な労力がかかる。特記仕様書に記載する等徹底していただきたい。 また、追加予定を特記に記載がある場合は、参考図程度は最低限設計図書に含めていただきたい。どのような場所で何の工種が追加になるかわからないのに特記に記載があるから工期内にしてもらわないと困ると言われても対応できない場合もある。	②発注内容・設計照査(ケース1)「分かっている場合は、当初発注に反映し発注することを職員に指導します」及び「あらかじめ変更が想定される工事は、条件明示をします。」を周知・徹底します。 なお、条件明示については、できる限り具体的に記載するように努めます。 また、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。
71	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	発注時点で施工できないのが分かっているにもかかわらず、予算と工期の都合で発注されるため、廃工により大幅な減額になる。施工業者は減額でも良いと言うが、事務所は減額は絶対にダメと言う。工期もあるので施工業者と事務所から対応を要求され板挟みとなっている。指示も現場で作成となるので多大な負担を被っている。その分、変更作業や概算金額の算出も多大な負担となっている。現場の実情に合った発注を徹底して欲しい。	②発注内容・設計照査(ケース1)を周知徹底します。 また、(ケース1)に修正(追記)を行います。 ③発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します。
72	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注時に金額調整のため意図的に設計数量が変更されている。	
73	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	近年、工事件数の増加に伴い、設計の調査が不十分な状態で発注される割合が多くなっている様に思います。内容や数量の修正が増えると、その分現場で時間を要することになります。しかし、このような工事は、予算の関係上あわてて発注され、工期延期が出来ない場合が多いです。	
74	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	受注後円滑に着手するために、関連工事・関係機関との協議・調整が完了してからの発注をお願いします。	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます」を周知・徹底します。
75	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注時の段階で、仮設計画(足場)をもう少し詰めて考えて頂きたい。河川等管理者に対して、事前に協議を済ませていただきたい。(仮設備計画が無い工事もある)	
76	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	橋梁補修工事において、河川協議が整わず着手出来ない事があるため、発注前に道路→河川に河川(計画)協議を行っていただきたい。発注時には、現場条件の明示として前述の河川協議書を添付してはいかがでしょうか？	
77	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	重金属を含んだ汚染土の搬出において、土壌汚染対策法に準じた処分、管理方法の関係機関との協議に数ヶ月の時間を要した。その間工事は一部一時中止となったが出来る作業は限られており工期延伸となった。発注前に関係機関と事前協議しておけば宜しいのではないのでしょうか	
78	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	概算発注について、舗装修繕のような主たる工種が明確な場合、関係機関と事前協議を行い実施の可否を確認しておく必要があるため、発注する前に必ず事務所等事前協議等の徹底をして頂きたい。	
79	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	工事発注段階での関係機関協議(警察等)が出来ていないため工事発注後の対応となり手待ち・手戻りの原因となり変更対応に追われる。発注後に出来ることは発注前に出来るはずなので事前に協議をし発注内容に反映し変更が無いようにして欲しい。	
80	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	適正化指針では、【移設が必要な占有物件については、発注者にて発注前に行います。】と記載されています。支障物件の移設について、詳細な事については現場サイドで調整しますが、大きい内容については発注前に関係機関と協議は済ませておいてほしい。 発注されてから、支障物件移設の協議をしていると、本体工事の工程に大きく影響します。	
81	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注時の設計での不備が多い。変更前に部材等の抜けを発見しても変更対象としてもらえない(照査不足の受注者責任として)	②発注内容・設計照査(ケース1)「契約後、判明した工法等については、発注者と受注者が協議し、発注者が指示書を作成して、合意の上で必要な経費も含め、変更契約を行う事を徹底します。」を周知・徹底します。
82	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	発注段階での不確定要素が多すぎる(現場での変更対応に時間を取られる)。不確定要素は、設計段階で明確にして頂き、発注して欲しい。	②発注内容・設計照査(ケース1)に修正(追記)を行います。 ③発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します。
83	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	当初発注図面の充実徹底をお願いします。	
84	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	総括打合せ前に設計図書の表示をもう少し明確にしてほしいです(総括打合せ前に明確にしていたら工事工期を有効に活用できるため)	
85	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	工期から4ヶ月経っても発注内容の決定がほとんどない。 発注側が発注内容を理解していない。	
86	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	発注内容が現地施工必要内容と異なる事が、多いと思います。新規構造等を検討し協議、指示までに大変な労力がかかります。発注段階で、現地施工内容を充分に反映された設計図書をお願いしたいです。	
87	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	橋梁下部工事における、躯体位置座標や杭座標が設計成果図面には記載されているが発注図から削除されており、受注者から確認を行っている。 発注時に確認記載していただきたい。	
88	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	適正化指針が策定されても、まだまだ概算発注や当初発注図書の不備が多く見受けられ、支援業務および工事受注者の負担軽減とはなっていません。特に、橋梁や歩道橋の補修工事においては図面通りに施工できることは無く、やってみないと解らない状況です。 適正化の発注者側の対応として、周知徹底・指導という回答が多い様ですが、これでは解決策として弱いと思います。発注担当者・資料作成業務の人員増強や、別途コンサル等の導入による発注成果の充実を図らないと、抜本的な解決策とならないと考えます。分子が減らないのであれば分母を増やすしか無いのではないのでしょうか。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
89	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	過去に設計が見直しされている箇所が反映されてなかったり、現地の状況と不一致の図面が存在する等、内容の把握に労力を要するため、発注精度の向上を図ってほしい。	
90	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注時の設計図書で平面図と横断面図の整合が取れていない場合が多い。事前に照査の精度を上げてほしい。	
91	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計図書の照査を行う際、資料作成等に時間を要するので、発注時の図面(横断面図)に寸法(幅員、法長)及び各種計画高(側溝、擁壁、路面等)の明示をしてほしい。	
92	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図面に寸法、高さの表記が少ないため、自分で拾わなければならない。また、出来形の設計が分からない箇所がある。	
93	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	舗装工事等発注時の図面が少なく、詳細図等が無い場合がある。数量計算書での数量の確認の際に発注数量と食い違う箇所があり、根拠の不明な箇所がある。	
94	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	設計時に構造物取り合部排水構造物等の詳細な計画がされていないため、発注後に計画し協議・指示するような案件が多数出てくる。現場での測量・計画に時間を要し受注者も含め本来の管理業務がおろそかになりがちであり、他設計業務に依頼する規模でもない。設計時に地元・関係者と調整をしているので平面図の旗揚げだけでなく、ある程度施工が可能な設計とすれば、施工時の手間が軽減できると思います。	
95	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	指示等で追加工事の場合は、数量計算及び成果資料等が明確でないと思います。	
96	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	着手後に条件が大きく変更となる項目が多い。設計図面と現地との相違や、図面の不整合が多い。	
97	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	設計図書には計画高さ、寸法の明示が消されて表示が無く、展開図もないので、発注図面は施工範囲の確認程度にしかならない。地元や関係機関に説明・協議を行う際、協議書を作成する際は、設計成果の元データを探し出して資料を作成している。発注時に設計成果から必要な寸法を時間を掛けて消しているが、そんなところに労力を使うのでは無く、工事が出来る図面に修正することに労力を使って頂き、施工に必要な数値が有る設計図書にして欲しい。	
98	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	設計成果を発注前に照査する部署を設けてほしい。発注後に、受注者に指摘されて設計を見直し、工事が遅れることが常態化している。	
99	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	変更追加が分かっているにもかかわらず、簡略化して発注している。それにも関わらず、指示書作成及び追加理由(概算金額)まで整理を求められる。※附属物など概略発注しか出来ない工事は図面等作成費用を計上してはどうか。	
100	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	未だに工事区間全体に引き出し線を旗揚げし、すべての工種・数量を纏めて表示している。概算にしても、ある程度の場所・工種・数量の旗揚げは必要だと思う。※附属物など概略発注しか出来ない工事は図面等作成費用を計上してはどうか。	
101	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	工事内容の疑問が多すぎる。設計成果自体が信用できないものだった。	
102	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	コンサルの設計照査において仮設矢板などの設計根拠が不明確なケースがあります。また、家屋調査の必要性の検討も設計段階でお願いしたい。	
103	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査の確認について、当初から変更が分かっているものや、契約後に判明するものがあると思われるが、設計業務から引取検査をする際に、実際に施工できる工法かどうかの確認はされるのか？協議資料の作成が少ない工事を担当してみたい。	
104	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計内容の条件で発注して実際はその内容では施工に支障をきたす事が多い。(特に残土場が決定していない、地元調整の不備)	
105	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面が設計業務当時のままの図面がある。過去の工事により地形が変わっているため、擁壁の根入れ、高さ等の見直しをしなければならず設計の見直しに時間と労力を要する。	
106	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	平面図の擁壁延長が一般図(展開図)と一致していない場合がある。また、平面図での既設構造物(橋台)の形状・位置が実際の構造物と相違がある場合があった。	
107	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	発注図の施工範囲があいまいなため受注後確認をとるが明確な指示がもらえず、請負者側が施工範囲の詳細な数量算出や図面作成の必要性に迫られ施工準備手配にかかれず工事開始の遅れが発生し後工程にも影響してきます。発注段階でどこのように施工するのか決定後発注してもらい、または公告から契約までの間に決定し早期工事着工及び施工が円滑に進むように配慮願います。	
108	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	ダムー数量発注が多い(受注者からすれば契約違反ではないかの意見を聞く)。ダムー数量での発注は諦めて頂きたい。	
109	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	適正化指針運用から数年経ちましたが負担軽減という意味では受発注者間ともに大きな成果が出ているとは感じていません。適正化指針で業務の分担が明確化されたことは効果がありましたが、問題解決には至っていないと思います。弊社の工事においても大半が変更増額、工期延伸になっていて、発注設計業務の改善が必須と考えます。工事受注業者に設計業務期間を設定し費用を計上できるようにして、設計委託業者と直接連携検討できる期間を公式に認めるなどの対策が必要ではないでしょうか。	②発注内容・設計照査(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します。 また、設計成果の品質向上に努めます。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
110	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	補修工事(特に河川内等水中・水上での施工)に関しては、施工計画(仮設等)に無理があり、到底施工出来ない、工期がとて間に合わない等、問題が多々あります。全面的に見直しを行い、協議して施工する必要が度々発生し、又、金額増減の幅も大きく、調整や書類作成に時間を要します。不調不落の原因にもなっている事かと思われまます。 公共工事なので難しいとは思いますが、公告前に施工業者(参加はネット等で希望を募る)を含めて発注事務所・担当話所又は出張所で協議を行い、協議議事録は公告資料として全入札参加業者に開示、問題点や解決方法に対するの共通認識を持つ事のできる仕組みがあれば、受注後の書類作成や承認がスムーズに進むのではないかと思います。	②発注内容・設計照査(ケース1)に修正(追記)を行います。 ③発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の実践に努めるよう指導します。 また、公告前に協議を行うことは困難であることを理解願いたい。
111	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	工事関係書類適正化講習で指示資料は変更契約を意識した指示資料とするように指摘があったが、未だに事務所発議の指示資料(数量、概算金額等)で不備がある。発注担当課技術員へ不備について問い合わせや訂正をお願いしたが、概算金額なのでとか、数量については数量変更時に出張所側で修正してくれと回答され解決されていない。 発注担当課は、公告前までに仮設計画に支障物の有無や借地の必要の有無・土地の現状(利用状況)や施工に問題が無いか確認する必要がある。 【例】仮設:電柱移設に時間を要したり、稲作の収穫まで借地ができない事がある。	②発注内容・設計照査(ケース1)に修正(追記)を行います。 ③発注図(指示図面を含む)は、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の実践に努めるよう指導します。 また、②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。」を周知徹底します。
112	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	発注段階の設計図書に不備が多々あり受注業者や監督支援業務から指摘を受けて仮設計画や施工計画の見直しなどが発生することが多い。監督支援業務に当初の設計図書が入手できるのは公告後であり、その時に指摘を行っているが、そこから修正をコンサルに依頼するととなりとタイトな工程がよりタイトになる。発注担当課は、公告前までに仮設計画に支障物の有無や借地を考えている土地の利用状況を確認したり、施工計画に問題がないか確認しておく必要がある。 【例】仮設:電柱移設に2ヶ月かかったり、稲を刈るまで借地が出来ないことがある。 【例】施工:作業ヤードが狭小なのにロングアームのバックホウで計画している。	
113	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	複数年度業務又は長大な範囲の業務の分轄発注時等は特に、工事内容の整合性や現場の実情にあっていないケースが見受けられます。発注時の内容精査が諸事情により困難な場合及び発注後の迅速な指示ができない時には、受注者の18条精査や、現場踏査における調査等、準備日数増及び必要な経費の計上対応(特記仕様書への当該内容における協議対応可の記載)をして下さるととても助かります。また、発注内容のどこに現場との乖離がある旨の情報共有があると迅速な精査が可能となります。	②発注内容・設計照査(ケース2)に修正(追記)を行います。 ③設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、発注者からの指示によることを周知徹底します。
114	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査については、以前より求められる項目が増えた様に感じます。例としては、設計コンサルとの調整も多くなり設計思想等も踏まえた施工が求められるため、施工管理技士の仕事だけでなく設計コンサルの業務も求められます。	
115	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	設計照査の際、構造上の不整合(設計ミス)に対して、受注者側がコンサルに確認を取る必要はあるのだろうか。以前、設計ミスに対する修正の受注者案を提示すると、契約約款を盾に「コンサルに確認を取り、回答を報告してください。施工を行う上での責任は受注者にあります。(発注者or現場技術員)責任は負えない立場です。」(一部抜粋)と現場技術員の方からメールが送られてきた。受注者案を提示しなければ、発注者側から確認を取ったのだろうか。中には、発注者側からコンサルへ確認を取っている方もいるが、殆どが受注者側となっている。一律で発注者側から確認を取るようにしてほしい。	
116	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	修正設計が遅滞及び不正確。 業務成果が図面・数量計算・構造が通常発注よりも正確を欠き、受領→照査→再修正→受領→照査→再修正→……が多々多い。 当初受領を遅い、現場が進行している段階での時間ロスが厳しい。 また、分割して受領することが多く長期にわたって照査時間を費やす。	
117	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	既設設備の改修等の工事においては、根本的に発注図面と現場の相違が多い。設計業務できちんとした調査のうえ、図面の作成を願う。受注者が再設計しても経費は見てもらえないので、負担が大きすぎる。	
118	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	当初設計を行った時期から発注時期までに多年にわたっている場合は、現地状況が違ふ為、発注前に設計を見直す必要がある。	②発注内容・設計照査(ケース2)「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します」を周知徹底します。
119	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事によっては過年度にわたる成果資料を渡されるが、指針の改定等により変更されていることも多く、把握するのに時間を要する。成果資料の履歴等解りやすい資料がいただきたい。	また、②発注内容・設計照査(ケース2)に修正(追記)を行います。
120	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計測量成果資料がまとまっておらず、年度・業務別の多量の資料の中から当該工事に必要な資料を探さなければならず、多大な労力がかかっているうえ、変更を見逃すと重大なミスになる可能性がある。そのため、今後は全体成果と抜粋成果(今回施工箇所)の両方を当初契約時に資料として提供してもらいたい。	③課題としてあげられた「数年度に渡る成果資料から根拠を見つける」のは発注者にて行う作業となります。なお、工事に必要な成果は各事務所においてとりまとめて整理するように指導します。 ④また、詳細な図面を付けるほか、寸法等明示すべき項目が不足しないよう、設計図書の充実にも努めるよう指導します。
121	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事によっては特性上、大量の設計成果をまとめてデータで渡されることが多く、また再検計により最新版が更新されていたり、他箇所の成果も1業務で発注されているため、目的の成果を探すのにもかなりの時間を要することがある。多年にわたり関連箇所の工事を受注しているといいが、単発で受注したり、施工箇所が点在しているとなお労力を要する。	
122	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	設計照査において数年度に渡る業務及び設計見直し業務等がある成果資料から根拠を見つけるのは、発注者にて行う作業となります。とあるが、そのような業務の場合、最終業務にて取り纏めを行うようにする事を提案します。	
123	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	1工事に使用される設計成果は5~10個になる。1つの設計成果にいろんな事業の内容がスポットで入っているため、見つけるだけでも結構な時間を要する。長年、積み上げてきた設計内容を短期間で把握するのは難しい。最近では使用成果の一覧とその成果で何をしたかのメモ書きをくれるようになったが、やはり具体的ではないので分からない。最近では紙の成果がないのでデータで確認するのは非常に時間を要する。この件については、施工業者からもクレームが多いので、発注前に事務所でも内容を把握して情報提供であったり発注図書の充実を図って欲しい。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
124	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	設計図書データの(発注図面・数量計算書・設計成果)は出先部署から工事受注者に渡しているが、設計成果においては最終成果の確認が必要なことから発注担当課からまとめて渡して欲しい。また、設計成果への質問は発注担当課が設計コンサルタントに確認して回答して欲しい。	
125	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	【ケース2】数年度に渡る成果資料から根拠を見つける作業は発注者が行うとありますが、当事務所では現場技術員がその作業を行っている。作業自体を行う事に対しては問題ないが、せめて「この場所の設計成果はこの成果に入っている」ことが分かる資料は事務所からいただきたい。理由としては、〇〇BPと△△BPが一つの成果に入っている事が多く、一つ一つの成果を見なければならぬため莫大な時間がかかる。 解決方法(案)としては、調査課がコンサルから成果を収めてもらった際に、その成果はどこかの場所のどのような成果が入っているのかエクセル等で整理してはどうか？現状はコンサルが成果を調査課に納める→工務に成果をそのまま譲渡→現場技術員にそのまま譲渡となっているため。 各担当課が自分の部署だけ分かれば良いという考えではなく、事務所内での横のつながりをもっと大切にしなければ、書類の適正化を行うことは難しいと思いますので改善を求めます。	
126	②発注内容・設計照査	—	無回答	設計照査において、測量・施工(構造物等)の詳細計画を行うにあたり、必要な資料の提供が満足に受けられない場合、複数の資料を提供され情報の不一致(形状・数値)がみられる場合があります。	
127	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	過去の計画事案のまま発注される事が多く、受注後、基準の改正などにより大幅な構造変更が必要な事例があります。過去の事例では下部工事の鉄筋が変更になるなど、そのまま施工されていれば重大な問題となる事案です。「過去数年度に渡る成果資料に基づく発注工事については、事前に設計コンサルへの構造確認を行い発注するよう努めます。」などを追記して頂ければと思います。また発注者側より問題箇所についてコンサルに確認し資料を添付するよう指導されていますが、その場合は設計照査の範囲を超えており、「受注者に設計根拠の確認(コンサルへの確認)を要求しないよう周知徹底します。」を指導願います。	②発注内容・設計照査(ケース2)に修正(追記)を行います。 ◎工事の発注においては、事前に設計成果の確認を十分に行うとともに、照査の範囲を超える場合は、受注者に設計根拠の確認を行わせないようにします。
128	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	変更時の数量計算書の作成に多大な労力がかかっている。 当初数量計算書が施工体系と整合もとれておらず作り直さなければいけない。設計の発注段階でそれを求めて欲しい。	数量計算書の作成については、設計業務等共通仕様書(設計業務の成果)に記載のとおり実施することを、周知徹底します。
129	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	【ケース2:工事内容への疑問や、複数にまたがる設計成果からの確認内容が多く、資料作成に多大な労力がかかる】 受注者側の意見としては「ごもつとも」であるが、発注担当課の事情を聞き改善策・打開策を講じて欲しい。 発注担当課側の事情を見ると予算事情等が起因しているように思われます。事業着手も含め計画通りに予算が付くことが少なく工事の進捗が虫食いになり修正設計を重ねた結果がこういった問題になっています。また、現状に沿った図面や数量作成を行う業務も必要となってくるため発注担当課の苦慮がうかがえます。	工事関係書類等の適正化指針の遵守をお願いします。
130	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	概算発注への対応は「緊急を要する事由以外、原則行わないことを徹底します」とありますが、徹底されていませんので改善をお願い致します。	②発注内容・設計照査(ケース3)「概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します」を周知徹底します。 なお、補正予算等、早期発注が必要となる工事については、ご理解をお願いします。
131	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	適正化指針では「概算発注は、緊急を要する事由以外、原則行わないことを徹底します。」と記載されているが、現状は概算発注が非常に多い状況です。概算発注に対する指示内容が〇千円～〇億と大きく、現場サイドだけでは指示書の作成・金額調整等が困難なため、結局、工事受注業者さんに協力してもらわないと、工事が止まってしまう。 概算発注は発注者・受注者両方とも、大変な思いをします。	
132	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	・概算発注は、極力してほしくない。 (工事内容の変更が多過ぎて、施工しながらの計画が追いつかない。)	
133	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算数量発注工事では、受注者は施工箇所の検討、協議書作成等により負担をしいられる。	②発注内容・設計照査(ケース3)「概算発注の対応は、契約後発注者で指示資料を作成し、指示することを徹底します。また、指示に時間を要する場合は、工事中止命令等を指示し、必要な経費は変更対象とします。」及び、「やむを得ず、概算発注となる場合は、・・・指示に関する事前準備等に努めることを周知徹底します。」を周知・徹底します。
134	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注が多く、協議指示に時間を要する。	
135	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注工事は、図面に構造物の計画が無く、現地測量後に計画を作成し協議してからの施工となることが多いので、書類も多くなり時間がかかるので、基本的な計画は指示をしてほしい。	
136	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	概算発注や詳細設計中の工事について、着工までに詳細が決まらず、社内の予算も概算となり下請け業者との契約も遅れる(または概算になってしまう)、着手に必要な書類が結果として遅れてしまう。また、実管理ができない。	
137	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	概算発注の為、調査・計画に時間がかかる。その割には、工期設定が短すぎるのではないか。	
138	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注で工事をする事は、簡単なようで楽ではないが、自由もきくから良いと思う。現道工事で正解が分からないような、ある程度現地の形状・環境・走行性に合わせないといけないような場所は概算発注もやむを得ないかなと思います。	
139	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注が多く、協議指示に時間を要する。	
140	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注で何時までに数量を確定すると特記仕様書に記載されていても、その期日が守られることが少ない。	
141	②発注内容・設計照査	香川県	①受注者	すべての工種において概算発注(設計成果無し)の為、最初から詳細設計を行うため工事着手まで数ヶ月係るの間隔ならず工事一時中止にしかならず経費ばかり掛かった。詳細設計する期間は工事中止にするべきでは。	
142	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	概算発注は照査・協議に時間を要するので総括打ち合わせ時に指示いただけるとありがたいです。	



No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
143	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	発注する事が決まってから修正設計を行っているため発注時点で成果がないので、発注時には計上しないか元設計のまま発注し、契約後に追加もしくは変更指示をされる。 そうすると、当初発注図と指示図の両方を見なくてはならなくなるし、コンサル成果も複数見なくてはならなくなり、手間が増えるし間違え原因となる。修正設計後の発注を徹底して欲しい。	
144	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	特記仕様書の中で「追加工事」として記載している工種については、発注時に図面と数量計算書をいただきたい。(発注後、直ちに追加工事の指示を行えば、総括打合せ時の照査報告に間に合うため)	
145	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注で詳細設計がすぐ出来ない場合は、工事の一時中止等をお願いしたい。又設計照査等についての問題点等は検討がつかず、概算発注の資料を詳しく照査するのは難しいと思います。3者会議等で検討をお願いしたい。	
146	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	概算発注を行うのはいいが、概算発注後の指示は、発注担当課の技術員とコンサルの能力により、指示書が出来るまでの時間が大きく変わります。『コンサル→技術員→係長→課長』このやり取りを減らせば指示もスピーディに出せます。上記の仮設計画や施工計画も発注担当の技術員の能力に左右されます。現場を理解していない発注担当課の技術員が多い。	
147	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	概算発注時の照査や総括打合せは必要ですか？ 「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるよう指示に関する事前準備等に努める」とありますが、施工範囲等も決まっておらずこの段階での照査は無意味であり無駄である。総括時に指示されても照査が出来るわけもなく、改めて設計が仕上がりに、指示された後に総括を実施するようお願いします。	総括打合せの実施時期については、特記仕様書から削除しています。目的に応じて、必要な時期に実施して下さい。
148	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	概算発注で施工する工種、数量等の検討 ◎概算発注は、緊急を要する事由(災害復旧等)以外、原則行わないことを徹底します。(概算発注では、契約内容が大きく変わる場合があるため)とありますが、維持工事などは、概算発注が多い気がします。台帳等から何年後更新等を定める等の施工量の絞込みなどは出来ないのでしょうか？	分かるものについては反映させるよう努めますが、維持的なものについては、概算数量となることについてご理解頂きたい。
149	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算発注について、維持関係工事は、毎年過去(数十年前)の設計書の数量を変えて発注している場合がある。過去5年以内の変更設計書の平均的な内容で発注されれば、新規材料等の見積りや資料作成の手間が大幅に縮減できる。	
150	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算数量となることは理解できますが、項目については、前年度変更内容のうち、数量の多い項目や使用材料だけでも反映すれば、負担の軽減に繋がると考えます。	維持工事において、分かるものについてはできる限り反映させるよう努めますが、数量については、概算数量となることについてご理解頂きたい。
151	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	受注後、すぐに設計変更の話が上がる時がある。	工事関係書類等の適正化指針の遵守を指導します。
152	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	特記仕様書には概算発注であり設計完了予定時期が記されているが、設計変更の大幅な遅れが生じ工程に大きな影響を及ぼしている。また、特記仕様書に出水期での施工も可能である旨が記されているが、実際は漁業組合との調整がとれていないこともあり、工事着手が遅れた。大雨増水による災害やコロナもあり仕方ない部分がありますが、工期延長等の柔軟な対応をお願いしたい。	②発注内容・設計照査(ケース1)「工事に必要な関係機関協議は、整ってから発注するよう努めます。」及び(ケース3)「やむを得ず、概算発注となる場合は、速やかに、総括打合せ等において具体的な指示が出せるように、…事前準備等に努める」を周知徹底します。 なお、工期延長等必要な場合は柔軟に対応していきます。
153	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	ICT施工に必要な3D図面を発注前に作成し、3Dデータを業者に提供してもらいたい。	段階的に3Dデータの適用拡大に努めているところであり、今後詳細設計でデータ作成していくことになっており、ご理解頂きたい。
154	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	過去の設計資料から発注をおこなう場合が多く、その時の新設基準はすでに現地には無く、現場にあるのは距離標だけの場合がある。尚且つ、工事で距離標を撤去・復旧をしているので座標値も過去の設計の時と変わっている場合もある。入札時にICT施工をすることで落札しているのに設計図書がICT施工に見合っていない。ICT施工を推進するのならICT施工が出来る条件の設計図書を作成する必要がある。	座標値については、最新の資料を提供するよう指導します。 段階的に3Dデータの適用拡大に努めているところであり、今後詳細設計でデータ作成していくことになっており、ご理解頂きたい。
155	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図面(追加指示図面含む)のレイヤー分けが、電子納品対応になっていない事が多く、要らない線形等もレイヤーで消されている場合があり、何が要るデータなのか要らないデータなのか判らなくなる事が有る為、いらぬデータは消して欲しい。また、工事完成後の電子成果品作成時には、全て受注者側が修正しないとイケない為、手間が掛かっています。	①完成図書(ケース2)を周知徹底します。 また①完成図書(ケース2)に修正(追記)を行います。 契約図面(指示図面含む)については、チェックシートを用いた確認等により、CAD製図基準に沿うように指導します。
156	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	発注課の責任で成果の内容照査を行い、規準に沿っていない成果の手直し等を徹底して頂きたい。 ・CADデータは製図基準に定めのないオブジェクト使用により、SXF形式ではデータ量が過大となりCAD操作が不可なものがある。 ・設計成果がSXF形式になっていない等施工者が扱えないデータとなっている場合が見受けられる。 ・変更図・完成図作成時に、受注者自ら或いは外注に出し修正したケースもある。	
157	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	発注図について、毎年工事名のみを修正してCAD製図基準に適合していない。発注図を修正しないと完成図の作成ができないため、無駄な労力を要します。	
158	②発注内容・設計照査	—	③支援業務者	当初発注図面のデータは、ほとんどがCAD製図基準に準じていない。(CADチェックが未実施) また、受け渡し形式についても統一するよう指導下さい。	
159	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	発注図のCADデータはいまだに製図基準案に沿ってないものがある。チェックリスト等を作成し渡す前に確認して頂きたい。	
160	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	発注図面について 設計時に適用するCAD製図基準の年度(バージョン)と発注時に適用するCAD製図基準の年度が違いため、CADチェックによるエラーが発生する。この場合に、最新のチェックで発生したエラーを修正し、貸与する必要があるのでですか？ また、エラー修正をするのは、発注者側(発注担当課なのか各出張所なのか)、受注者側のどちらですか？	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
161	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	発注図面について 発注担当課から貸与して頂く当初図面が <sup>s</sup> sfxc(p21)になっておらず、エラーが有る場合があります。発注担当課で、CADチェックとファイル変換の対応をして頂きたい。 また、sfxc(p21)のバージョンも違う時があるので確認して頂きたい。 事前協議チェックシートに確認出来ない項目(特記仕様書)が有るので変更が必要ではないでしょうか？	
162	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	受注者より当初からエラーのない発注図を要求されました。当初からエラーをチェックしている状態で頂きたい。	
163	②発注内容・設計照査	徳島県	③支援業務者	発注図面について 電子納品・電子検査事前協議チェックシートを実施するようになっていますが、発注担当課から電子納品での貸与になっていないため、本来の事前チェックをすることができません。今後、受注者への当初貸与資料は、電子納品にしていくのでしょうか？ または、現状のようなやり取りでいくのなら、事前協議チェックシートの変更が必要ではないでしょうか？	
164	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	電子納品の運用開始から今日まで受注者としては、CAD製図基準についての必要性を感じたことはありません。現在発注図面データで完璧に電子納品対応になっている事はほとんど無く、完成図作成時の負担作業となっています。レイヤ名称や線の色分けが間違っている、図面内容があつていれば現場での施工は可能なので基準の撤廃が妥当だと思います。基準に縛られて作業工数が増えているのが現状です。	CAD製図基準に基づく図面の作成は、中長期的な書類の効率化や管理上必要なものでありご理解下さい。 契約図面(指示図面含む)の作成については、発注担当課並びに設計担当課にCAD製図基準に沿うように指導します。
165	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	工事発注時、最大延期可能工期を表示してはどうか。入札等は営業部などが行っているところが多く、落札して担当になったときに内容に対しての工期を見てショックを受けることがあるから。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。
166	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	適正工期での発注をお願いします。[事業計画・事業工程(開通予定)に合わせて逆算し、実際は物理的に不可能な施工パーティー数で工期設定しての発注があるように思われる。] その場合、受注後に工程確保に関しての協議書作成等に相当の負担が強いられます。	
167	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	会計年度の支払限度額が設定されている工事による工程の圧迫が厳しい場合がある。4週8休などは工事日数に考慮されて十分確保されているが、工程に関係なく年度末に出来高が設定され突貫工事となるケースがある。実施できなければ経費も減額となり悪循環で現場・下請け業者への負担も大きいので、工期には柔軟な工程が実施できるようにお願いしたい。	
168	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	会計年度の支払限度額が設定されている工事による工程の圧迫が厳しい場合がある。工程上消化できる工種を定めている場合に、工種の内容が変更になると、変更契約を済ませておかないと単価が決定していないので、出来高が確保できないケースがあり、未確定な状態で変更する場合や早期な変更準備をして施工も急を要するなど現場・下請け業者ともに負担が大きいため、工期には柔軟な対応が実施されるようお願いしたい。	
169	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	設計照査と工期設定について 工事契約日から設計照査により総括打合せまでの日数を要し、現状で本体工着手が遅れる頻度が多い傾向が見られ、設計成果時点の工程と施工工程日数とのずれもあることから担い手確保のための週休2日制度に取り組みない工事が多いため、工期設定時に総括打合せまでの書類作成準備期間を十分に確保していただきたい。	
170	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	河川維持工事ですが、最終工期が年度末の3月31日となっています。工事の内容により、工事の完成や各書類等の作成が集中して大きな負担となります。発注時での最終工期を前後に変更ができませんか。	維持工事については、工期の切れ目なく実施する必要があります。そのため、ご理解とご協力をお願いします。 また、工期末に作業が集中し、負担増とならないようないよう努めます。
171	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	特記仕様書に交通誘導員の見込み人数は書かれているが、施工場所が複数ある場合、施工場所ごとの人数にしてほしい。	警察協議により配置人数等が異なることから精算を前提に明示しているところであり、ご理解願いたい。
172	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	橋梁上部工事における排水装置工を概略発注とするのは、受発注者間相互の負担が大きいに感じます。(施工範囲が確定しているため、数量の相違がほとんど生じない。)	橋梁上部工事は、積算の簡素化のために実施しているものであり、ご理解願いたい。
173	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	歩道工事など狭く延長は、一般土木工事と同じ経費率なので維持修繕工事で発注してほしいです。	経費率を維持修繕工事に対応することはできません。
174	②発注内容・設計照査	愛媛県	①受注者	歩道工事など国道際で作業の際設計では、大型ダンプで運搬となっていますが、発注積算段階で小型ダンプでの運搬にしたいです。	現場条件を踏まえた適切な積算に努めて参ります。
175	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	発注図面の修正は発注者が修正し、受注者へ提供することを徹底します。とありますが発注者支援業務が修正するということでしょうか。また追加指示図面等についても同様でしょうか。(理由:チェックする基準(バージョン)がわからないし、全体像が見えない。)	発注図面の不適合による修正や追加指示図面等の事務所発議のものは、発注担当課が基本となります。(ケースバイケースのところもあり、監督職員と調整して下さい。)
176	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	本来、事務所が作成しなければならない指示書(総括打合せ回答欄事務所指示となっているもの)を業者が協議書として作成している。中には施工後に提出したものもある。何か不具合が生じたとき、取り返しのつかないことになる。事務所で作成しなければならない指示書は事務所で欲しい。	
177	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算発注契約後、詳細設計に必要な現場の横断測量や数量等を作成するような指示があるが非常に負担になるので、分業で決まるとおり設計・追加工事等の計画は発注担当課で対応してほしい。	
178	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	前年度工事及び施工中工事の施工範囲(箇所)の影響により、通常施工では施工不可能な工種(箇所)が受注後現場開始時に確認され、施工方法及び仮設備計画検討や施工においても多大な努力を要するため発注者内で事業全体工事工程の問題点を理解共有してもらい後工程に問題が発生しないような事業全体を見通した円滑な事業の進め方をお願いしたい。(事業全体を通しての舵取り引継ぎ等の円滑化)	適正化指針を徹底し、円滑な事業の推進に努めて参ります。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
179	②発注内容・設計照査	高知県	①受注者	近年、管内では実施傾向にあると思いますが、工事受注契約後ただちに、事務所担当課にて発注者側より工事内容の説明をお受けしたい。予備知識、懸案事項を知ったうえで18条に基づく調査を行わないと時間と余分な業務を行いかねません、また地元トラブルを招く場合などもあります。	必要に応じ主任監督員に確認するとともに、総括打合せを有効に活用して下さい。
180	②発注内容・設計照査	徳島県	①受注者	トンネル補修外工事の発注で、追加指示による工事内容(工種)で鋼構造物工事等専門外の追加は中止していただきたい。また、コンクリート1mや舗装面積3m等の工事は維持工事で出来ないのでしょうか？	監督職員との協議により対応して下さい。
181	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	変更の時には事務所に対し事細かく説明をしているが、契約時も発注内容について説明をして頂きたい。そうすれば、発注者の意図や問題点、計画内容や使用成果などを把握でき、スムーズに照査が行え、総括打合せも有意義なものになると思う。	監督職員と調整し、発注前に発注担当課と現場担当の意思疎通等を図って下さい。
182	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	工事発注時にペンディング状態の案件があるにも関わらず、出張所に報告がない時がある。工事契約後から総括打合せまでの間に発注者側(発注担当課、出張所)で事前打合せを実施すべきである。	
183	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	概算発注について、修正・追加工事における資料作成業務と監督支援業務における業務分は明確にされているところであるが、概算発注が多い供用関連工事(舗装等)は、同時進行となる照明、通信関連工事担当課においても、設計成果の照合に参加願いたい。(修正成果を現場で照合した結果、再修正を依頼するケースが多い。)	発注担当課と現場にて調整して下さい。
184	②発注内容・設計照査	高知県	③支援業務者	(共仕)1-1-1-3 設計図書の照査等2.設計図書の照査 完成検査(中間検査)時に図面に記載のある寸法について設計思想まで検査官から質問をしてくる場合がある。(共仕)1-1-1-3 設計図書の照査等2.設計図書の照査には設計内容を全て把握すべきなのか。	重要な内容は把握に努めて下さい。
185	②発注内容・設計照査	愛媛県	③支援業務者	発注図面の作成方法について、マニュアル、作成例等があると統一性のある充実した図面になると思われる。	事務所内で調整をお願いします。
186	②発注内容・設計照査	徳島県	②発注者	※発注時点での数量計算書が大幅に間違っているため、受注者の方で確認して欲しいと言われましたが、受注者(設計コンサルタント)の方でも確認して頂きたい。	発注者の方で確認するとともに、設計図書の充実にも努めて参ります。
187	②発注内容・設計照査	香川県	③支援業務者	P5のケース3に記載がありますが、工事現場条件を反映した設計になるように、調査職員が設計受注者に指示、設計受注者も施工を考慮した提案・設計をしないと監督部署、工事受注者の負担(設計構造の変更)が多くなりますので再度、設計受注者に対しても徹底をお願いします。	設計受注者に対しても徹底していきます。
188	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	支障物件の移転について、発注段階で必要性が認められている場合は、特記仕様書に明示していただきたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に修正(追記)を行います。 ④発注時に分かっているものについては、関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示を行うことを周知徹底します。
189	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	発注者側が工事を発注するにあたって事前に関係機関等に工事の概要説明をして頂きたいです。	
190	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	未だに支障物があり現場の工程が遅れるということがよく見受けられます。埋蔵文化財の様な、予測不可能なものについてははしかたありませんが、上空線や水道管等の地下埋設は調べれば直ぐ分かります。受注者に任せるのではなく工事発注前に撤去しておいて頂きたいです。	
191	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	③支援業務者	発注課において、地元及び関係機関への工事説明・各種協議・用地関係の諸手続を完了して工事発注を行って頂きたい。 工事発注後に前出等の不備が判明すると問題解決のために時間を要し、工期設定の問題や受注者に関係資料の作成等負担を掛ける事となる。 事前に地元の了解を得ていない場合、地元住民の協力を得られず工事着手が出来ない事がある。	
192	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	借地契約等が不十分な事が多く、受注者側での対応も多い。	
193	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	設計業務時点で、支障物件(地下埋設物)等の確認及び資料整理されているコンサルもあるが、電柱移転等の移設期間に時間を要する物や、移設できない施設(用水路等)の保護方法については、発注前に事前協議をしてもらいたい。	
194	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	地元調整や関係機関等の調整が取れていない場合、受注業者が対応しなければならなかったり、対応してもらっても対応反応が遅いケースが多い。	
195	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	関係機関協議について 施工箇所に市発注工事がある場合の、国、市との協議が事前に十分にされていない。	
196	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	支障物件について 発注前に占有者との協議が十分されていない。	
197	③地元、関係機関協議・支障物件	—	無回答	当初発注の内容が、他工事との関連、地元説明の不備、支障物件の移転等により大幅な変更となる場合があります。その際、当初発注に対応した施工計画は、当初から大きな変更・追加を余儀なくされる大きな負担となります。	
198	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	発注者側と電力会社との設計段階での事前協議が無く、工事開始後受注者に電力会社と設計をふまえた協議をおこなうよう指示されたが、根本的に電力引込が可能なかの設計段階で電力会社と協議が無いのはおかしい。	
199	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	支障物件について特記仕様書に記載はあるが、条件等が記載内容と違い工事受注後に協議・移転となり着手が遅れる。 支障がある事がわかっているながら移設等が行われていない。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
200	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	関係機関協議について事業に関する事は発注者とあります。工事を受注してから事業について協議不足が発覚。受注後協議に時間を費やし工事着手が大幅に遅れる案件がありました。工事を発注する段階で受注者が協議する案件以外の関係機関協議を整えてもらえるようお願いしたい。	
201	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	あらかじめ発注時に地下埋設物確認を行っていただき、制約等がある場合は、特記仕様書等に記載していただくことはできませんか。(以前の「土木工事書類作成マニュアル」への意見に対する回答を確認すると、同じような意見がありました)	
202	③地元、関係機関協議・支障物件	—	無回答	施工区間内の支障物件(電柱・地下埋設物等)の移転が完了していない、または移転できない等の場合があり、その際、移転に係る調査・協議資料・現地立会の測量及び資料作成等を要求される場合があります。	
203	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	・工事区域内の支障物件を撤去した後、工事は発注してほしい。 (支障物件の撤去に時間が掛る)	
204	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	特記仕様書に書かれている支障物件が、存在していない等誤りがあるので、発注前の調査を十分をお願いしたい。	
205	③地元、関係機関協議・支障物件	—	①受注者	関係機関との事前協議がされておらず、着手に遅れが生じる場合があります。可能ならば事前協議を実施して頂けると助かります。	
206	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	NO.1にも書いたように、地元への挨拶が遅れると借地条件等を出された際、計画に時間が掛かるため、着手が遅れるようになります。工事発注前に大まかな仮設計画での説明をお願いしたいのと、その際借地条件等があるなら、当初より条件に沿った計画が可能となり、借地契約等も円滑に進むと考えます。	
207	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	②発注者	用地交渉が不十分の状態での発注が以前ありました。	
208	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	関係機関の調整等について、仮設での道路の切り直しや通行止等(道路占用や許可)発注段階で仮設方法や期間等が想定できるとしますので、契約前に参考資料程度の資料があればわかりやすいです。	
209	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	工事を発注する前に専用物件・関係機関との調整を行ってほしいです。電柱、信号機の移設等進めて頂けると有難いです。	
210	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	関係機関との協議が全くていないため、受注者で協議することになっている。	
211	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	③支援業務者	P5のケース1に記載がありますが工事受注時、支障物件の見通しが立たない状態で、発注するので監督部署、工事受注者の負担が大きいです。確認できてからの発注とすることを再度徹底をお願いします。	
212	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	③支援業務者	発注する際は関係機関などと協議調整し、工事が出来ることを確認してから発注をして欲しい。契約してから関係機関に施工の挨拶に行くと、支障物件があり移設出来ないことが多い。道路や河川についても、協議が必要となったり、協議により構造や計画変更が発生することもある。占用や施工協議は、許可が下りないと着手出来ないため、工程に大きく影響する。現場で協議→協議書作成→国の決裁→相手の決裁だと着手するまでに数ヶ月を要する。河川の場合、施工可能期間が決められているため非常に困る。発注する前に計画に問題ないのか、工事が出来るのかを確認し、契約までに必要な書類を作成しておいて欲しい。	
213	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	③支援業務者	工事発注前の関係機関や支障物件・借地・隣接地への立入など事前協議・調整不足により、着手出来ないことが多々あります。発注後の対応となると、工事の一時中止等により工程に大きく影響します。以下に、事例を記載します。  1. 設計段階や発注前の事前協議・調整不足による借地について、農地を借地する場合は、用途変更の許可申請(農地法第4条・第5条転用許可申請の手続き)を工事受注者が行う必要がある。申請は、地元・県それぞれの農業委員会を経由する必要があります。許可までに2〜4ヶ月必要となる。その間施工に着手出来ないため、工事の一時中止等により大きな工程の遅延が発生する。  2. 設計段階や発注前の事前協議・調整不足により、占用物件・支障物件について、物件(光ケーブル等)により移設等に多くの期間(設計と施工)や金額が必要となる。それに伴い、工期延期や状況によっては施工箇所変更が発生している。特に施工箇所変更となった場合は、変更箇所の設計コンサル成果品からの抽出、内容確認を現場(出張所・詰所)と工事受注者が協力して行っている。	
214	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	③支援業務者	工事施工時点で現地・地権者等の申し送り事項が散在しており、着手も出来ない場合がある。	
215	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	埋設物確認書は基本設計業務委託者(コンサル会社)が設計時に行うべきと考えます。埋設物の種類によっては、目的構造物の形状を変更したり、位置を変更したりする事もあり設計時に確認できていないとそもそも設計業務が遂行できないと思います。受注者は設計時の結果を受けて、工事直近の確認をするダブルチェックになります。	重要構造物等については、設計時においても実施していますが、施工時においても確認を行っているものです。
216	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	多様な業務がある中で全て完璧に準備する事は難しく、発注前に明らかな第三者との協議が必要である事が分かっている場合は、協議そのものを協議期間を明確にした外注にすべきだと思います。[外注先:受注業者・設計業者・その他]協議期間中は工事一時中止にする。	関係機関等との事前協議の実施や特記仕様書への条件明示に努めていきますが、外注は困難と考えています。
217	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	用地境界の確定・発注者内での最新情報の共有をお願いしたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎協議記録など重要な情報については、受注者との共有

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
218	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	地元・占有者・関係機関等は、受注後調査施工計画書等に記載することになるが、概ねの連絡先は担当部署が協議等で把握しており、受注後一覽表なり関連図面等を貸与いただければ総括打合せ(約1か月)に活かせることができ、占有会社へ赴く時間の浪費を抑えられ働き方改革にもなると考える。設計業務等でも調査されているが、設計書の段階で埋設物や寸法線等が抹消されているので非常にもったいないと考える。あくまでも第一段階の資料としては有効ではないでしょうか。	に努めることを周知徹底します。
219	③地元、関係機関協議・支障物件	愛媛県	①受注者	・調査設計の段階で、工事区域周辺の関係官庁及び、地権者との打ち合わせ時の情報を出来る限り、受注者にも提供してほしい。 (打合せの回数、時間を減らすことが出来る)	
220	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	当初から借地が見込まれているのに、任意仮設とするのはなぜか？	構造物掘削等の借地については、共通仕様書(1-1-1-7)のとおり受注者により対応をお願いします。 また、工事施工に借地が必要な場合は条件明示に努めます。 なお、長期にわたる工事用道路等が必要な場合は、原則発注者で対応します。
221	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	発注者が電話等で連絡した後に接触してくださいと言われて 地権者との交渉(最初)も受注者が現地で行っていることがある	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)「事業に関することは発注者、工事施工方法等に関することは受注者と役割分担を徹底します。」を周知徹底します。
222	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	地元関係の挨拶において、下部工業者さんが回った所と同じ所すべてに挨拶しています。 工事内容により地元関係の挨拶は選択したほうが良いと思います。 ダンプ、トラック等の工事車両の通行量等に差が生じる為。 施工業者が多数有るため、何度も同じ所に挨拶するようになります。	監督職員と調整してください。
223	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	全工事区間が、新設の工事用地内又は高架上の場合は、「共通仕様書 1-1-1-26 工事中の安全確保 16 地下埋設物等の調査」に基づく確認書類は不用では。工事毎に特記仕様書に追記して除外出来ないのでしょうか？	新設の場合であっても、地下埋設物がある場合もあり、除外できないが、明らかに調査が不要なものについては監督職員と協議をお願いします。
224	③地元、関係機関協議・支障物件	徳島県	①受注者	埋設物確認において、下部工業者さんが確認した内容においては上部工は確認不要にしたほうが良いと思います。 確認先で「また同じ内容ですか」と言われます。	明らかに調査が不要なものについては監督職員と協議をお願いします。
225	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	地下埋設物確認書について…すべての占有物件管理者への訪問により確認の印鑑をもらうのは2〜3日掛かるためメール等による確認にすれば負担が軽くなる。又、山間部等で明らかに埋設物(ガス、下水道等)が無い場合は省略してほしい。	監督職員と相談の上、実施して下さい。
226	③地元、関係機関協議・支障物件	高知県	①受注者	地下埋設物確認書において、堤防工事などは架線もなければガス等の埋設物も明確に無いが、すべての関係機関に出向き確認しています。地下埋設物・架空線の確認は発注者が毎回業者から提出された資料を確認しており、必要・不必要は把握していると思います。(※実際、関係機関の担当者も施工業者単位で対応しており、時間がとられて困るとの意見がありました。)「地下埋設物・架空線確認については、明らかに調査が不要と思われる場合は、事前に監督職員と協議し確認内容を決定してください。」を追記して頂きたい。	③地元、関係機関協議・支障物件(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎地下埋設物・架空線確認において、明らかに調査が不要と思われる関係機関への確認の有無については、事前に監督職員と協議し、確認を省略することができる。
227	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	維持工事に於いて、工事区間内の所轄へ毎月6件(所轄により路線別を含めれば8件)の道路使用許可申請を出している。道路交通法第77条として申請を受けているが、毎月の申請書の作成、所轄への出向き、証紙代金等の労力等が生じる。第80条として許可をいただけないか。	現時点では、所管の警察によりその対応が異なることから監督職員との協議により対応して下さい。 なお、道路交通法第80条「道路の管理者の特例」としての許可については、今後検討を進めていきます。
228	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	①受注者	年間通しての維持工事において、国道を管轄する香川県の警察署すべてに、毎月、道路使用許可申請書の作成、提出許可を得る必要があります。必要な作業ではあるが、維持工事に関しては、国交省側と県警で協議して頂いて、年間通して許可を頂くという方法は取れないのでしょうか。各警察署に許可証提出と受け取りとで2回訪問することになり、非常に時間と労力を必要とします。	
229	③地元、関係機関協議・支障物件	香川県	③支援業務者	境界杭の施工は共通仕様書に基づくと記載されていますが、仕様書には杭の中心が境界線になるようにとあります。実際は角や側面を境界線に合わせているが、間違いなのでしょうか。	共通仕様書が以下のとおり改定されますので、仕様書に基づき設置して下さい。 「境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭頭部に示す中心点又は矢印先端部を用い境界線と一致させ、文字「国」が内側(官地側)になるようにしなければなりません。」
230	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工計画書は過度に作りこみしないとあるが現場組織表・施工方法・安全管理等、細かいところまで記載を求められ実施の確認(裏付け写真等)資料作成に手間がかかる。	④施工計画書・施工管理体制(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎「土木工事書類作成マニュアル」に作成例が記載されています。なお、過度な作り込みを求めものではありませんが、土木工事共通仕様書、特記仕様書、コンクリート標準示方書等基準類や土木工事安全施工技術指針などについて、具体的に記載して下さい。
231	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	工事事故が発生するたびにその事故に対応した事故防止対策を盛り込んだ施工計画書を作成しないといけないので相当な労力を費やさないといけない。受注工事に対応した施工計画書で良いのではないのでしょうか。	
232	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	②発注者	【ケース1】 ・求めすぎなのは良くないが、明確に記載すべきであると思います。できるだけ簡潔なものが良いと思いますが、監督職員が簡単な文面等から想像してどうにでもとれるような計画書ではいけないように思います。	
233	④施工計画書・施工管理体制	香川県	①受注者	施工計画書はまだまだ分かりやすさや事細かい詳細を求められる。	
234	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	ケース①施工計画書の過度な作り込みについて、受注者側が必要と考えて詳細な記載を行う場合もあります。作り込みの度合には自由度を持たせていただきたい。	
235	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	事務所によって異なるが、検査時に施工計画書のまとめ版(当初から追加分をまとめたもの)を準備する必要があるが、まとめ版は必要ないのでは？	④施工計画書・施工管理体制(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎施工計画書は、工事着手前に施工方法が確定した時期にその都度提出するものであり、まとめ版を作成する必要はありません。
236	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	追加及び変更施工計画書を順次作成していきますが、最終の全部を含んだ施工計画書は必要でしょうか。その際、変更時の赤書き等は残した方が良いでしょうか。	
237	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	施工計画書に足場等の計画を事前に記載すると、加対象になる等やはり過度な作り込みがある。また、施工計画書は「提出」⇒「受理」となっているが、「提出」⇒「承諾」となるとその後の書類の簡略化が想定される。	足場の計画は必要ですが、過度な作り込みを求めるものではありません。 施工計画書は「提出」⇒「受理」となります。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
238	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	施工計画書の中で(8)施工管理計画で写真管理、品質管理について、管理基準(案)の丸写しを毎回工事ごとに作成しています。基準(案)の何ページ〇編〇章〇節〇条枝番〇を記載し、内容は本書を見るので充分活用できます。	施工管理計画は、各々の管理基準を基に工事の実態に合わせて作成するものである。
239	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	測量時の施工体制台帳作成を要求された。それにより検査時に「下請に対する引き取り検査を画面で実施していることが確認できる」資料の提示を求められた。必要ないと記載してほしい。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)「施工体制台帳は建設業法で定められた台帳であり、建設業以外(警備業除く)は不要です。」を周知徹底します。
240	④施工計画書・施工管理体制	香川県	①受注者	【ケース2】施工体制等に関する書類で建設業以外(警備業除く)は不要です。とありますが、土木工事書類作成マニュアルP16の(6)「建設業法のポイント」参照のことより、「建設業法ポイント」P21の●施工体制台帳等の作成範囲で※発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。とあります。結果、仕様書には記載が無いのですが発注者が必要と言われて建設業以外も提出しています。必要の基準が不明の為、反論もできません。改善願います。	
241	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工体制台帳に添付する資料が多いです。事務所で統一して頂けると有難いです。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)「添付すべき書類は、「土木工事書類作成マニュアル」によるものとしませんが、重複する書類については、省略することができます」を周知徹底します。
242	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	ケース2施工体制等に関する添付・準備について、土木工事書類作成マニュアル通りの添付とするには、提示のみの書類を省く手間が発生します。必要以上の添付書類に関しては自由度を持たせていただきたい。	④施工計画書・施工管理体制(ケース2)を周知徹底します。なお、必要以上の資料の添付を妨げるものではありません。
243	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	受払簿で確認となっていますが、下請負者の作業員個人手帳への貼付コピーの提示も行わないといけなのか、再確認願っています。	④施工計画書・施工管理体制(ケース3)を周知徹底します。受注者の方で責任を持って管理するものであり、提示の必要はありません。
244	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	発注内容の決定・指示がないため詳細な施工計画が作れない	工事関係書類等適正化指針を周知徹底します。
245	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	ICT活用工事における施工計画書の作成の要点をもう少し詳しく記述してほしいです	通常の工事(工種)に準じて作成願います。
246	④施工計画書・施工管理体制	高知県	①受注者	現地照査業に対して、施工計画書(準備工)の提出記載内容が施工計画書(本作業)の計画書とひな形が同一ではなく、簡素化されたひな形の考案をお願いしたい。	通常の工事(工種)に準じて作成願います。
247	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	作業手順書の作成について。最近では安全会議等で、作業手順書の作成と整備を要求される場面が多くなってきました。ただ、施工計画書のような作成要領がありませんので、作ったものの要求に合致しているのか不明確です。模範となるような指針を示していただきたいと思いますが、如何でしょうか？	厚生労働省の作業手順書(HP)等を参考にしてください。
248	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	新技術活用及び創意工夫について、事前に施工計画書への記載が必要であるが、その都度ではなく、ある程度まとめてから記載して提出でもよいのではないだろうか。記載することが重要ではなく、現場で様々な状況(時には突発的)に合わせてよりよいもの(品質面、安全面、効率面、コスト面等)を考えて対応していくことが重要	創意工夫については、工事完成までに監督職員に提出すれば構いません。(共通仕様書3-1-1-16のとおり)新技術活用計画書は、その都度提出をお願いします。(共通仕様書1-1-1-13及び特記仕様書のとおり)
249	④施工計画書・施工管理体制	-	③支援業務者	新技術活用システム実施状況報告の回数を減らしてほしい(現在、月1回報告)。	ご協力をお願いします。
250	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	「建設業退職金共済」については発注機関(地方公共団体)によって提出書類が異なります。国指導で統一することを希望します。	四国地方公共工物品質確保推進協議会を活用し、調整に努めています。
251	④施工計画書・施工管理体制	愛媛県	①受注者	施工体制台帳添付資料について、「添付資料とは建設業法のポイントに記載された書類」で他資料は提出不要だが、プロセスチェック等の確認の為、提出しただけで整理しておく必要がある。簡素化にはなっていないのではないかと？	施工体制台帳等として提出を求めているものは、土木工事書類作成マニュアルに記載された書類(添付書類含む)であり、それ以外の他資料は提出不要とし、現地等でのプロセスチェック等で確認をしています。
252	④施工計画書・施工管理体制	徳島県	①受注者	施工体制書類の提出やチェックに対して簡素化になっているとは思いません。国交省の工事を受注している業者は概ね施工体制台帳等対応できているので、発注者によるチェック機能を緩めて受注者に責任を持たせ、違反があった時に行政指導をする対応でどうでしょうか。	施工体制台帳にかかる資料は、元請として法に基づいた作成義務があり、工事書類の軽減とは別問題です。提出することについての負担軽減は行っているところであるが、必要な書類については提示できるよう願います。なお、簡素化に向け、意見があったことは、本省に伝えていきます。
253	④施工計画書・施工管理体制	高知県	③支援業務者	P7の④【ケース2】の施工体制等に関する書類の添付で、回答欄に添付すべき書類は「土木工事書類作成マニュアル」によるものとされていますが、監督職員から他の資料の添付を求められます。例えば特記に記載されている「下請企業における暴力団等の排除」にある、「誓約書にて確認した上で下請契約を行うこと」とある誓約書を添付しないと押印できないと言われたことがある。	施工体制台帳等として提出を求めているものは、土木工事書類作成マニュアルに記載された書類(添付書類含む)であり、それ以外の他資料は提出不要とし、現地等でのプロセスチェック等で確認をしています。なお、特記仕様書に記載されている事項については、施工体制として添付を求めているものではありません。
254	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	交通誘導警備員の検定合格証と警備員名簿について、個人情報が見えないよう処理を行い提出しているが、膨大な量であり作成に時間がかかる。検定合格証、警備員名簿ともに個人情報記載のまま提示とし、発注者確認後、資料は返却してもらい、警備員名簿一覧のみの提出としたい。	⑤施工・安全管理(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎各県公安委員会の資格者配置路線で交通誘導を実施する場合は、検定合格者の配置をしなければならないため、確認の必要があります。 ◎交通誘導警備員の検定合格証と警備員名簿については、提示(個人情報記載のままでも可)できるようにしておくものとし、提出については一覧表のみとします。
255	⑤施工・安全管理	香川県	①受注者	交通誘導警備員名簿を提出する際、個人情報保護の為に住所や連絡先、生年月日等を黒塗りにするよう要求されるが、大部分が黒塗りになり、真黒な書類を提出している。そのような書類は必要なのか？また、一覧表のようなものを提出したのではダメなのか？	
256	⑤施工・安全管理	徳島県	①受注者	交通誘導警備員の検定合格証について確認が必要であれば「提出」ではなく「提示」に変更していただければ、個人情報の削除処理などの作業が軽減されます。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
257	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	交通誘導警備員名簿について、書類提出をするために各個人情報の削除等の作業は無駄であり、かなりの労力を要します。検定合格者や無資格者(経験確認書類)の確認だけであれば、提出書類ではなく、提示で良いのでは。例えば、名簿一覧表に指名と資格の有無のみを提出し、その根拠を提示書類で詳細に確認する方法が良いと思います。	
258	⑤施工・安全管理	徳島県	③支援業務者	警備会社の規模が大きいと、在籍警備員の数も多いため、実務経験日数及び講習の受講履歴など、多くのチェックが必要となってきます。数十名程度ならチェックも容易だが、数百名レベルの名簿をチェックするのは非常に時間を費やします。なんとか簡素化できないのでしょうか？	
259	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	年度末に絡む夜間規制を含む舗装工事を一遍に発注すると交通誘導警備員が足りなくなってしまうので調整してほしいです。	不足する場合等は監督職員と協議して下さい。
260	⑤施工・安全管理	愛媛県	③支援業務者	「交通誘導警備員の集計表提出にはご協力をお願いします。」となっているが、集計表の様式が各社様々であるので、「積算の手引き」P.Ⅱ-5-14の参考例を土木工事書類作成マニュアルに記載すれば、統一が図られると思う。注意事項として、安全訓練時間を差し引くことを行っている(「土木工事標準積算基準書(共通編)」第2章②3.現場管理費(1)2)安全訓練等に要する費用(P.1-2-②-44)による)が、記載することにより統一が図られると思う。	集計表については、土木工事書類作成マニュアルに追加します。
261	⑤施工・安全管理	愛媛県	①受注者	土木工事共通仕様書(1-20 8)定期安全研修・訓練等の内容では「受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て～研修・訓練等を実施しなければならない。」となっています。実際、2時間程度でも十分に安全教育が行えます。当然ながら安全第一の作業ですが、工事繁忙期に少しでも施工の方に費やしたいです。	共通仕様書に基づき月あたり半日以上の実施をお願いします。 なお、月あたりの回数や時間については、安全教育計画で実効性のあるものとして実施して下さい。
262	⑤施工・安全管理	徳島県	①受注者	段階確認、材料確認など決められた項目、頻度は実施するが、それ以上のことを求められることを聞く。工事の性質上または次工程の関係等で必要なものであれば当然行うべきであり、そういった建設的なことがらであれば、アドバイスをさせていただきたいし、受注者としても積極的にそれに従うべきだと思うが、「昔は全数の2割程度が暗黙の了解…」とか「検査官によっては必要…」とか「検査の時に突っ込まれたら…」ということで、根拠なく立会を求められることがあるようである。	土木工事監督技術基準に則って指示しているところであり、基本的にそれ以上のものを求めることはありません。
263	⑤施工・安全管理	香川県	①受注者	構造物取壊し工について、現在は、取壊し延長の計測(立会)→取壊す構造物の掘削及び断面を計測できるように部分的に取壊し→取壊し展開図・数量計算書の作成→取壊し数量の計測(立会)→取壊し作業開始というステップで行っていますが、工程上非常に時間を取られますし、作業を進めて行く中で立会時には見えなかった構造物の取壊しが多く出てきて、それらはすべて業者の持ち出して取壊し・処分を行っています。取壊しの変更数量を伝票精算にして頂くことが可能であれば、非常に労力が軽減されますし、経済的な損失も減ります。	出来高数量として何らかの確認資料は必要であるが、その確認方法は監督職員と協議願います。
264	⑥工程管理	徳島県	①受注者	工程調整会議等で、やみくもに前倒しを求められたりすることがある。建設的な意味合いであれば大切なことであるが、ただ所内の報告用の為だけのようにも受け取れる。現場は流動的な面もあり、各工事のそういった弱点を協議会の各社が協力してフォローアップできるようにしてアドバイスするべきではないでしょうか。担当工事の意見だけを拾い、全体を深く考えないようなことでは意味がない	工程調整会議等を有効活用し、円滑な工事実施に努めて参ります。
265	⑥工程管理	香川県	①受注者	特記仕様書に「工事工程の共有」があり、現場着手前(準備期間内)に作成となっているが、準備工の現場着手か本体工の現場着手がわからない。現在は、準備工の現場着手前までに提出しているため、現場の調査等ができない状態で作成している。	現場着手前の準備期間内に作成を行ってください。
266	⑥工程管理	香川県	①受注者	週休2日・現場閉所について現場が繁忙期等な場合があるので、安全教育・訓練等は作業日として扱わないものとするしてほしい。	安全教育・訓練等は作業日として扱います。
267	⑥工程管理	香川県	①受注者	【ケース1】発注時点で特記仕様書等に分かっている中止期間(一部一時中止を含む)を記載して頂きたい。特に河川は河川利用者との関係上、中止期間(一部一時中止を含む)が有り契約工程表及び施工計画書の工程表に反映できません。結果、下請の現場入場日を選定出来ず準備期間中何もできない。また、工期延期や中止期間が不明の為、週休二日制を取入れた工程管理ができない。	分かっている中止期間については条件明示を徹底します。
268	⑥工程管理	高知県	①受注者	フォローアップは実工程にて実施が浸透していない。工程表記載は、履行報告及び追加施工計画書にも反映したいが、工程延期を加味した指示書により、追加工種の施工計画書提出の際当初工程での記載を要求される。	⑥工程管理(ケース1)を周知徹底します。なお、土木工事書類作成マニュアルに記載のとおり、工事履行報告書、実施工程表等について、変更予定の実施工程で管理して下さい。
269	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	進捗率は弊社の場合、内訳書の金額に基づき設定している。契約金額変更に伴う設計変更前では、工期延長後の進捗率入りの工程表作成、内訳書作成が難しい。	
270	⑥工程管理	高知県	①受注者	工期延期見込の工事に対する工程表の作成については、工期延期していないので当初工期での工程表の作成になりますが、当初工期では到底終わらない工事もあります。最悪の場合実際できない工程表を作成し、毎月フォローアップしなければなりません。発注時の適正な工期設定をお願いします。	
271	⑥工程管理	愛媛県	①受注者	工程延期見込みや、大幅な契約変更見込みの場合、実工程に合わない履行報告書となりますが、実工程での管理を行えば履行報告書上10%程度の遅延が生じてもフォローアップの必要はありません。	
272	⑥工程管理	徳島県	③支援業務者	フォローアップは実工程 とあるが、工期延期契約が出来ていない場合でも履行報告書の出来高計画(%)は実工程で見直し、提出しても良いと明記して欲しい。	
273	⑥工程管理	徳島県	①受注者	出水時期の工事は工程表の管理が難しい。気象条件で工期が伸びた場合は、発注者側主導で工期の延伸の指示を切してほしい。	適正工期の設定に努めます。 また、工事工程の共有については、特記仕様書に条件明示しているところであり、工程に影響を及ぼす事項が生じた場合は、適切な対応を図ることを周知徹底します。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
274	⑥工程管理	高知県	①受注者	請負金額一律の工期設定ではなく、それぞれの現場条件に合った、工期設定をお願いします。工事受注後、工期延期については、柔軟に対応しては頂いていません。しかし現場条件を考慮すれば、明らかに工期不足の場合があり、工期延期に伴う資料整備等が大きな負担となります。	
275	⑥工程管理	高知県	③支援業務者	「対応」欄に、「発注時の適正な工期設定を徹底します」とあるが、予算制度上の問題があり、出来無しの事がある。当初予算にしても、繰り越し申請にしても、柔軟な設定対応が出来るようになればと思う。	
276	⑥工程管理	高知県	①受注者	当初契約工期と実工程に差があり、何故そんなにかかるのかと言われるケースがあります。ある程度想定して着手しますが思いのほか実工程が掛かる場合も多々あります。適正な工期設定をされているとは思いますが、当初の工期設定基準をもう少し明確にできないでしょうか。(〇〇工…〇日を想定等)公告時に発注者側としての工程を公表できたなら入札までにある程度工期についても双方の考え方や捉え方がわかるのではないのでしょうか。	
277	⑥工程管理	徳島県	③支援業務者	当初概算発注のため工期日数が短く設計変更による増額で工期延期する工事が多い。設計変更を行うのに受注者に負担がかかっているため受注者の責による工期延期でない場合は文書による工期延期にしたい。	
278	⑥工程管理	徳島県	①受注者	「入札時に当初の工期設定の元となっている資料(工程表)の開示を行ってほしい。」工事発注時、公告日から入札日までの期間は短く詳細な工程を作成し定められた工期内に工事が完成出来るかの判断は難しい。予め工期設定をした資料(工程表)を開示して頂ければ、確認がしやすい。又、無理な設定(過度な重複作業等)がされれば、質疑しやすいです。昨年、開示されている県も増えてきていると聞きます。	
279	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	写真撮影について、検査時に検査官に尋ねられることがあるが、「念のため」でも撮っておかないと返答に困るので撮る慣習が続いています。「ありません」では、印象が悪く採点に関わる感じがする為です。業者に「念のため」は撮らなくていい」と言うのと同時に、検査官にも尋ねないように検査内容を理解してもらうことはできないのでしょうか。	⑦写真管理に修正(追記)を行います。 ◎写真管理基準2-4(3)のとおり、段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略、状況写真も不要であることを検査担当職員、監督職員または監督支援者に周知徹底を図ります。ただし、段階確認・立会については、監督技術基準等で定められた段階確認・立会項目を基本とします。 ◎確認・立会の工種・時期・頻度・不可視部分等については、土木工事共通仕様書及び特記仕様書を基に発注者より受注者に協議し決定することになっていることを周知徹底します。また、検査も写真管理基準に基づき実施することを周知徹底します。 【写真管理基準(撮影箇所一覧表(全体)抜粋)】 ・「施工状況」-「工事施工中」-「施工中の写真」-「工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜(※)」 ・「品質管理」-「不可視部分の施工」-「適宜(※)」 ・「出来形管理」-「不可視部分の施工」-「適宜(※)」 (※「適宜」とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。) ◎検査担当職員・監督職員・監督支援者に周知徹底します。
280	⑦写真管理	徳島県	①受注者	指針にも記載されているとおり、今までの慣例でやはり写真をとりたくなる。発注者が明確に不要であることを認識していただきたい。(完成検査時に減点対象となる。)	
281	⑦写真管理	高知県	①受注者	不可視箇所の写真管理について、配筋等は監督職員が確認していても、受注業者は不可視部が確認できる写真を撮影する必要があると検査時に言われたことがある。検査時に指摘が無いように受注者は努力して撮影しているが、発注者も人によって回答が変わる事が多く対応に困る。	
282	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	監督職員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影不要とあるが、例えば橋脚における底版、柱、梁の各部分ごとの鉄筋組立完了時に監督職員が臨場すれば、受注者においての出来形管理写真の撮影は不要という認識が良いのか?	
283	⑦写真管理	愛媛県	②発注者	【ケース2】 ・念のための写真を求めたことはないが、受注者から念のためお願いをよくされる。	
284	⑦写真管理	徳島県	①受注者	写真管理について、不可視となる出来形の撮影の省略とありますが、ケースにより必要となる所はあると思います。具体的にケース毎の要・不要の取り決めがあれば理解ができて活用できそうな気がします。	
285	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	管理基準通りの写真撮影項目(頻度)で電子納品を行っているが、会計検査等で写真で確認等を行う場合、基準通りの写真枚数では確認できないため、基準通り枚数と撮影枚数の多いパターンで電子納品を行っているため、どちらかにしてほしい。	
286	⑦写真管理	徳島県	①受注者	不可視部の出来形写真が必要か否かが難しく、整理に労力を費やす。	
287	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	不可視部分の写真(鉄筋等)について、発注者の確認を受けた箇所については、撮影不要と記載されているが、通常確認検査以前に組立完了箇所より順に写真を撮影するため、検査時には、写真撮影箇所以外で検査を受ける必要があり、調書に検査箇所・写真撮影箇所等記載する必要があるため、より書類作成に時間がかかることがある。臨場時の写真を不要とし、出来形写真においては、不要よりも柔らかい表現にしたい。	
288	⑦写真管理	香川県	③支援業務者	⑦写真管理(ケース2)検査等に備えた「念のため」の写真撮影として、材料確認や段階確認の臨場時の状況写真は不要とされていますが、だいたいどの工事でも写真撮影しているのが現状です。不要であることを説明しても、念のためと言われると不要を断言できないのが現状です。このあたりの表現として、適正化指針で「念のために撮影する必要は無い」など、撮影しなくても良い旨の強い表現にして頂くと助かります。	
289	⑦写真管理	徳島県	③支援業務者	監督職員が臨場すれば写真不要とあるが、現実には技術検査の時には写真の提示が求められることから、写真の撮影は行わざるを得ない…。 回答:工事関係書類の適正化指針を徹底させます。と記載があります。 工事写真は撮影頻度、提出頻度が決まっているため、監督職員が臨場すれば何でも写真不要とする判断になりかねず、間違いをしている業者がいる。	
290	⑦写真管理	徳島県	①受注者	様式を省くことや写真の簡素化については非常にありがたいが、監督官の立会や段階確認時に写真を撮影することをやめるように強制されている。特別な試験等は立会時にしか行わないものも多く、監督官が写真に写らないようにするのに労力がかかるほか、写真に監督官が写っていないか確認するのに労力を要している。撮影する必要がないことはありがたいが写っていてもいいと思います。	簡素化のために写真管理基準で定めているものであり、強制するものではないことを徹底します。
291	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	以前、技術提案事項を現地で立会を行ったが、写真を撮影するように指示があった。技術提案は契約事項で重要なため写真撮影は必要かと思いますが、段階確認で確認を行っているため、写真撮影は不要とも解釈できます。必要か不要かを明確に明示する必要があると思います。	技術提案については、特記仕様書に基づき履行状況の確認を行っているものであり、段階確認とは異なります。



No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
292	⑦写真管理	香川県	①受注者	電子納品する写真については、写真管理基準(案)の「撮影頻度」に基づいて提出していますが、「提出頻度」とは何について示しているのでしょうか。	「提出頻度」については、改訂作業中であり、今後「撮影頻度(時期)・提出頻度」として改訂する予定です。
293	⑦写真管理	徳島県	①受注者	写真管理をする場合、協議で電子黒板を用いた写真管理を行うとした場合は、電子黒板仕様の管理ですべて行うよう指摘されるが、現状はデジカメを用いた管理も行いたい共用ではダメですか。	共用可能です。
294	⑦写真管理	高知県	③支援業務者	写真管理において、写真の枚数を省略し、現場の負担を軽減していく事は良いと思う。一方で、整備局より依頼される事業の進捗確認調査等の写真収集の際に、工種毎の写真が枚数に無いために整備局の要求を満たす写真を集集できないことがあった。現場に提出する枚数を増やしてもらって撮影写真のモデルを例示し提出写真の精度を上げる・整備局の要求を撮影頻度が下がっている状況を加味したものにするなど、写真枚数の省略化により発生する問題に対するフォローも考えて欲しいと思う。	事業進捗用等の写真については、現場の写真管理とは異なるものです。
295	⑦写真管理	高知県	①受注者	段階確認した箇所は写真の省略は不要だが、発注図面では分かりにくい箇所は確認図面を作成しなければならないので労力はかかる。	土木工事書類作成マニュアル(2)段階確認・立会における留意点3)段階確認書に添付する資料には、測定項目、測定箇所の記載をお願いします。
296	⑦写真管理	愛媛県	①受注者	既設構造物取壊しの際、複雑な形状等の理由で写真撮影による形状確認ができない場合、実重量にて設計変更していただくケースがありますが、この事について協議が必要でしょうか。	出来高数量として何らかの確認資料は必要であるが、その確認方法は監督職員と協議願います。
297	⑦写真管理	高知県	③支援業務者	構造物取壊し(コンクリート構造物等取壊し数量)で基本的な考えは、基準書IV-I-③-3にある「構造物の取壊しの施工数量については、構造物取壊し前の体積とする」と有るので計測して図面を作成し算出した数量(m3)での精算となります。写真については、写真管理基準(案)2-7 撮影の留意事項(4)撮影箇所一覧表に記載の無い工種については、監督職員と写真管理項目を協議のうえ取扱いを定めるものとする。と記載されているので取壊し構造物の写真は必要で有ると言われました。取壊し構造物の形状寸法写真の撮影は必要でしょうか。実績重量÷単位体積重量=設計数量(m3)では駄目でしょうか。	
298	⑦写真管理	高知県	①受注者	鉄筋工-組立ての写真撮影頻度がコンクリート打設毎に1回と記載していますが、1構造物の打設回数が数回の打設による場合は、打設毎に必要ですか。また、重要構造物かつ主鉄筋についてと記載がありますが、その他の場合について記載がありません。	重要構造物かつ主鉄筋については、写真管理基準に記載のとおりお願いします。 不可視となる部分については、設計図書の仕様が写真により確認できる最小限の箇所や枚数の撮影をお願いします。
299	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	「JISの規定様式をそのまま活用できる。」-JISの規定様式というのが、何を指しているのか分からない。 「生コンと二次製品で重複している。」-受注者のセリフの意味が解らない。生コンと二次製品では材料として別の物では?	JIS規定様式については、JISA5308の配合計画書の様式を指します。 なお、受注者の台詞については分かり易いように文章を見直します。
300	⑧材料品質管理書類	高知県	①受注者	建設材料の品質記録について生コンクリートの擁壁(H=1m以上)とありますが、施工延長10m以上でH=2m以上が良いと思いませんか?	全国基準で定まっているものであり、現行どおりでお願いしたい。
301	⑧材料品質管理書類	愛媛県	③支援業務者	維持工事ではマニフェストのコピーを添付しているようです。契約数量になりますが、枚数の多い場合は一覧表の添付が良いのでは?	⑧材料品質管理書類(ケース2)により実施してください。
302	⑧材料品質管理書類	徳島県	①受注者	マニフェストの写しは必要ないとありますが、適正に処理をしているかが重要であり、受注者を信用のもと不法投棄はしていないとご理解して頂いてということですが、写しをつけることは当然であろうと考えますので私は写しは提出すべきだと思います。方針として決定でしたら了解はしました。	
303	⑧材料品質管理書類	香川県	①受注者	使用材料については、材料承認書を提出し、成果納品時に試験成績書を提出して品質を証明しているため、材料確認立会を省略できないでしょうか。	材料確認が必要なものについては、総括時に指定材料と指示しているものであり、指定材料のみ確認することで構いません。
304	⑨出来形管理書類	高知県	①受注者	出来高確認ができる書類で確認となっていますが、元請け、下請負者の書面(引渡書)に、施工箇所、施工引渡し範囲の記載があれば、よろしいでしょうか。	建設工事標準下請契約約款で規定されていることから、 ⑨出来形管理書類(ケース1)に基づき求めているものです。
305	⑨出来形管理書類	徳島県	①受注者	下請会社の工事完成検査の確認ができる書類については、元請けが日々管理しており、下請任せにせずに施工しているので「工事完成の通知」「引き渡しの申し出」「検査の結果」等の書類を作成する必要は無いのでは?	
306	⑨出来形管理書類	愛媛県	①受注者	・鉄筋組立の出来形管理基準について、RC橋梁コンクリート床版桁の鉄筋組立精度の管理をPC橋にも適用されている。精度の管理自体は重要であると思うが、橋軸方向鉄筋は全ての鉄筋間隔を1径間当たり3断面測定する必要があり、写真に加え膨大な測点の出来形管理書類まで作成することが大きな負担となっております。PC橋に関しては床版がRC構造となるT桁やコンボ桁に適用し、その他のPC構造物(箱桁や中空床版橋)は通常の鉄筋組立の管理でよいのではないのでしょうか。	全国基準で定まっているものであり、現行どおりとする。
307	⑨出来形管理書類	徳島県	①受注者	巻立コンクリートの管理基準が無いため、協議して管理値を決定しています。今後も、巻立コンクリートは必須項目となるとしますので、管理基準があるほうが良いと思います。	出来形管理基準にないものについては、個別の協議書は必要なく、監督職員と打合せし、施工計画書へ記載して下さい。
308	⑨出来形管理書類	高知県	①受注者	出来形管理の基準設計値が、明確な図面と記載なしの図面混在しています。発注物件の内容に応じて、発注者又は設計者が要求する基準値一覧表を作成して、特記仕様書に記載願いたい。 ※施工にあたり、変更する場合には、協議確認扱いが、適切かと思われます。	発注者と協議の上実施して下さい。
309	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	長期休暇時の現場点検結果を異状がない場合メールでの報告で良いことになっていますが、休暇計画は打合せ簿で提出しています。計画もメールで連絡するのは出来ないでしょうか。	⑩日報等の報告(ケース1)を周知・徹底します。 なお、メールでも特に問題ありません。
310	⑩日報等の報告	愛媛県	①受注者	現場において、休日に測量を実施。その際、休日作業届を工事打合せ簿で提出するよう発注者より依頼があった。工事以外なので電子メール等で良いと徹底してほしい。	⑩日報等の報告(ケース1)を周知・徹底します。 また、⑩日報等の報告(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎現道上の工事で、休日・夜間作業の有無等を週間工程表(週間工程表)等で監督職員が理由を含め事前に把握している場合においては、あらためて休日・夜間作業届を提出する必要はない。
311	⑩日報等の報告	高知県	③支援業務者	休日・夜間作業届について、現道工事以外の但し書きがあるが、現道工事でも週間予定表に、土木工事書類作成マニュアルの記載内容が記載され、メール等で確認できれば必要無いと思われます。もちろん週間予定表の提出されない工事は必要です。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
312	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	日報等の報告について ◎週間予定表について、立会の日程調整、隣接工事との工程調整の資料として作成を依頼する場合があります。とありますが、ほとんどの工事が隣接工事との工程調整に等の可能性があると思うので必ず作成するでいいと思われる。	⑩日報等の報告(ケース1)を踏まえ、必要に応じて監督職員と調整して下さい。
313	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	各詰所等で週間工程打合せを行うが、現場が遠方で他工事との調整を要しない場合は、メールでの通知でいけないのか。ただ段階確認の調整をしているだけのような感じである。	
314	⑩日報等の報告	徳島県	③支援業務者	週休2日の調査で回答には最終の施工計画書の休日計画で実施日を反映されたもので確認下さい。とあるが、あくまで計画書であり、実施を確認するのに計画書でいいのですか？実施の調査に計画の数値をいれて良いのでしょうか？実施調査をするのなら、経費を計上している観点から報告するのが筋ではないでしょうか？実施調査が必要ならば、特記に調査に協力することの旨を記載するべきではないでしょうか？	週休2日実施の確認は、受注業者の既存資料等(カレンダーや工程表、休日等の記録資料等)より、現場閉所日の実績日数を確認し算出して下さい。なお、確認にあたって、受注者へ負担となるような資料作成は求めないようお願いいたします。
315	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	週休二日制を協議・実施していることで、休日作業を行う場合については協議が必要といわれ、書類が増えています。休日取得率が変わってくる為に必要と言われ、毎回その算出も求められます。あまり毎回は必要性を感じないのですが、「この詰所のやり方です」との事で、作成しています。 ◎週休2日制工事において休日作業を行う場合も、同様に作成は不要(都度の閉所率算出含む)です。 との記載をして頂きたいです。	週休2日・現場閉所工事において、現場閉所に伴う代替日における監督職員との協議などの取扱い方法に関しては、その都度の協議が不要となるよう見直す予定です。
316	⑩日報等の報告	高知県	①受注者	各出張所・詰所により、現場閉所に伴う代替日として作業する場合、都度協議書を作成・提出を依頼されます。日報も休日届けも不要となっており、事前に工程会議などで周知する事で問題ないと思われます。また休日取得率の確認においてはプロセスチェックにて確認すれば実情を把握する事ができるのではないのでしょうか。「週休二日実施工事において、雨天などによる現場閉所に伴う休日施工(代替え日)についても休日・夜間作業届けと同様とし、協議資料などの作成は不要です。」を追記願います。	
317	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	舗装工事データシステムの表示年度が平成のままなので、新しくならないか。作成単価は道路施設台帳作成費に含まれているか。もともと作成費がないか。	標準的な費用として計上しており、現時点において別途計上することはできません。 なお、ご意見は担当部署等に伝えます。
318	⑪完成図書	高知県	①受注者	道路管理台帳、道路橋維持管理資料等自社で作成するにしても、外注するにしても技術管理費だけの費用では到底採算が合わない。	
319	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	道路施設基本データについて、対象施設が1件でも100件でも一律金額では割に合わない。 積算の根拠を公表してほしい。	
320	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	施工個所が点在していると作成枚数が増えるので、作成費がでていいのでは。	
321	⑪完成図書	香川県	①受注者	共通仮設費(道路施設基本データ作成費)にて計上されているが、作成の労力と相違がある。	
322	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	道路施設台帳で同じようなものを作成しているの、いらぬのでは。	道路維持管理に必要な書類であり、受注者において引き続き作成にご協力をお願いします。
323	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	地場業社で働く30代後半の監理技術者の意見ですが、道路施設基本データ等は、道路維持管理において重要書類であることは分かりますが、基本的に受注者は、技術者他従事者の人員不足が当たり前です。工期内に現場施工と工事関係書類を作成だけで精一杯なはず、いくら費用をみていただいても直接外注に出すにしても、おそらく現場に従事していない人にまかせるということは10割のうち7割はやってあげないといけないでしょう。工期内にまたは完成検査までにそれをしないといけません。夜寝ずに、休みも返上して、監理・主任・現場代理人はしないといけません。大変です。その状況を目撃する、若手技術者や新人教育途中者には悪影響で長続きはしません。現在の傾向からするとほぼやめます。それよりかは、業務として発注していただき工事と完全に切り離してもらいたい、工事受注業者は、業務受注業者に協力することとした場合、工期内、または検査までに納期をせまられることもなくなり工事業者としての負担はすくなく楽になる。	
324	⑪完成図書	徳島県	①受注者	追加で橋梁部のケーブル配管(添架)を行った事があるが、すべての橋梁上の構造物・舗装等の施工の際に、道路橋維持管理資料の作成が必要でしょうか。	
325	⑪完成図書	徳島県	①受注者	「道路施設基本データ」については受注業者も活用できるシステムを望みます。作成にはかなりの労力を要しますが、受注者側が既設設備のデータを知りたくても利用できない。資料を頂いても過年度工事のデータが反映されていないことがほとんどである。	道路施設基本データについては、貸与します。 また過年度工事のデータについては、反映させることを周知徹底します。
326	⑪完成図書	徳島県	③支援業務者	維持工事で事務所によって完成図の枚数にバラツキがある。 ・〇〇事務所 → 応急処理位置図:不要、除草展開図:不要 ・〇〇事務所 → 応急処理位置図:必要、除草展開図:必要	構造物等の内容により、管理上の必要性から判断しているものであり、監督職員と調整して下さい。
327	⑪完成図書	愛媛県	①受注者	維持修繕工事です。毎年、同じ内容の発注図ですが毎回同じ箇所の修正箇所があります。総括打合せ後、修正指示して頂いていますが次年度も修正されていません。 又、製図基準にも適合していないためこちらで修正しています。 発注図は、発注者側で毎年修正して頂くようお願いしたい。	⑪完成図書(ケース2)を周知徹底します。 また、⑪完成図書(ケース2)に修正(追記)を行います。 契約図面(指示図面含む)については、CAD製図基準に沿うように指導します。
328	⑪完成図書	高知県	①受注者	発注図において、まだ製図基準に適合していない発注図面があり、受注者等で修正をしている。	
329	⑪完成図書	香川県	①受注者	発注時に頂いた図面にエラーが数百個あり、完成時にエラーを修正しエラー0個で提出するが、次回発注時に同じ図面(位置図等)なのにまたエラーが数百個ある。完成図書納品時にエラーを無くすように求めるのならば、発注時にエラーを無くして渡すべきではないか？	
330	⑪完成図書	愛媛県	③支援業務者	未だに製図基準に適合しない発注図面で発注されており、その修正を出先(出張所・詰所)で行っている現状です。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
331	①完成図書	徳島県	①受注者	発注図面が製図基準案に準拠していないため、電子納品の際に準拠させるのに手間がかかる。	
332	①完成図書	徳島県	①受注者	設計図面のデータが、発注時において、いつでも製図基準に適合していないと思われる。	
333	①完成図書	愛媛県	①受注者	当初契約図面において、現在は図面エラーがほとんど無いが、変更契約図面で必ず図面エラーが出ている。大幅に内容変更があった場合は、図面の修正にかなりの労力を費やす事になる。(特に位置図・平面図)	
334	①完成図書	徳島県	①受注者	ケース②完成図・発注図面の修正について、製図基準に適合していない発注図面の修正は発注者が修正とありますが、発注前に修正されておくべきと考えます。	
335	①完成図書	高知県	③支援業務者	完成図において承諾事項等が変更されていない図面が見受けられる。次発注時及び指示時等に必要となる為、納品前には精査し納品していただきたい。	
336	①完成図書	愛媛県	①受注者	変更時期が工期末である場合、完成図・電子納品含め時間的猶予が少ない。	作業に必要な時間を確保できるように、契約変更が必要なものは速やかな実施に努めます。
337	①完成図書	徳島県	③支援業務者	工事完成調書について 令和2年4月1日以降の完成工事からは作成不要となっています。ある事務所では現場技術員が作成するとかで、書類適正化目安箱にも書かれたように受注者も頼まれるとこまると懸念しているようですので不要としたものは、徹底すべきと思います。	工事完成調書については、工事書類の簡素化に向けた取り組みの中で、書類の必要性を検討し、完成図の添付資料としては削除することとしています。 なお、管理上の問題から事務所独自の取り組みとして必要とする場合でも、発注者が自ら作成し、受注者への負担とならないよう指導していきます。
338	①完成図書	徳島県	③支援業務者	道路管理台帳、道路橋維持管理資料、橋梁補修・補強調書の作成以外にも舗装工事を行った場合特記により別途監督職員が通知する「舗装工事データ記入シート」を作成することとなっている。必要な資料であるなら土木工事書類作成マニュアル9-10成果品に追加すべきでは無いか?	土木工事書類作成マニュアルに追加します。
339	⑫監督体制・情報共有	—	③支援業務者	業務版目安箱の設置もしくは、現書類適正化目安箱を業務受注者も投稿できるようにしてほしい。	支援業務受注者も投稿して頂いて構いません。 ただし、現時点において、業務版目安箱の設置予定はありません。
340	⑫監督体制・情報共有	高知県	③支援業務者	書類適正化目安箱について投稿するに当たっては、業者名等(必須)を全て入力してからの投稿となっているが、業者名等を入力しての投稿に不安を覚えている人もいることから匿名等での投稿は出来ないものではないでしょうか。	公表しないことを前提にしており、引き続き記入をお願いいたします。
341	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	②発注者	四国地整HPの企画部一技術管理「通達・マニュアル等(工事・業務)」に掲載されているのはありがたいのですが、③工事検査関係に掲載されており、②工事施工関係と混同して確認すると「掲載がない」と迷ってしまいます。私だけでしょうか?	ご指摘を踏まえ、HPを修正しています。
342	⑫監督体制・情報共有	徳島県	③支援業務者	全体的に現時点でかなり簡素化されているため、現在を基本としてもらいたい。更新するならば毎年ではなく、5年に1回程度にまとめてもらいたい。毎年改訂されると、受注業者も我々も混乱するため。	フォローアップを目的に毎年アンケート調査を実施しており、継続して見直ししていくことが重要と考えているため、ご理解をお願いします。
343	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	③支援業務者	適正化指針は、年度毎に更新されていくため変更箇所を分かりやすくしてほしい。	別途赤書き表示するなど、更新された箇所が分かるように対応します。
344	⑫監督体制・情報共有	高知県	①受注者	出張所長、監督官、係長の技量によって書類作成の幅が違ってくる感じがします。仕様書の通りはわかりますが、言い方は悪いですが、原則と書かれている場合はとらえ方で変わってしまうのもう少し臨機応変に対応してもらいたいです。でない、書類が一方向に減らないような感じがします。	⑫監督体制・情報共有(ケース2)を周知徹底します。 複数の担当で情報の共有を図るとともに、書類の取扱いに統一性をとるように努めます。
345	⑫監督体制・情報共有	高知県	①受注者	現場技術員同士の連携が出来ていないため、同じ内容の確認や資料作成の依頼がくる。現場技術員同士の打合せ(報告・連絡・相談など)を行うよう指導徹底して頂きたい。	
346	⑫監督体制・情報共有	高知県	①受注者	発注者側の担当者により、提出書類の取扱いが変わり統一性がない事がある。	
347	⑫監督体制・情報共有	—	③支援業務者	事務所内説明資料の作成において、受理確認者が変わるたびに、同じ資料を形を変える指示があるので、何度も作成する。指示により元に戻ったりするので、時間もかかりストレスもたまる。	
348	⑫監督体制・情報共有	愛媛県	①受注者	現場技術員の能力不足により、本来なら作成しない書類を求められて提出している。	
349	⑫監督体制・情報共有	徳島県	③支援業務者	「維持工事においてASPの使用ができない。」とあるが、どのような理由で使用できないのか? 回答欄に背景を少し説明して頂きたい。	出来ない理由はありませんので、協議の上、積極的に取り組んで下さい。
350	⑬設計変更	高知県	①受注者	歩掛見積りを現場状況確認の上見積りを作成していますが、設計変更に反映されていない事があります。	①協議書(ケース1)「指示は、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、少なくとも、概算金額について明示するよう徹底させる」を周知徹底します。 また、適正に変更契約を行うように努めます。
351	⑬設計変更	高知県	①受注者	追加する項目や内容が小さくない場合、設計変更をその都度してもらいたい。下請業者との契約内容や工程表の管理が曖昧になりやすく、終わってから調整をかけるのはいけない。	
352	⑬設計変更	徳島県	①受注者	標準歩掛の無い項目で見積りを採用するとの事で見積り書(実績)を提出しましたが、類似の標準歩掛で変更されていた事がありました。協議書も見積り単価を採用し受理されていたので、もし大幅な単価変更するならば事前に相談が必要だと思います。協議書に内訳金額を添付する意味がなくなります。	

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
353	⑬設計変更	高知県	①受注者	標準歩掛にない新規歩掛りについて、事業遂行上やむを得ず施工した追加工事等の設計変更の際、施工業者1社の歩掛見積を提出するが細かな調査票の作成や諸雑費の内訳書作成や3社見積等、事細かな内容を要求され、対応しきれないためにやむを得ず施工したものの費用もともに貰えない状況になる場合がある。発注事務所担当によるが、安心して施工し設計変更できるように配慮願います。	
354	⑬設計変更	香川県	①受注者	指示書にて設計変更された場合、図面変更と概算金額及び数量が記載されているだけの指示書も多く、積算方法については変更契約時まで不明。結果、積算方法に相違があった場合でも、設計変更ガイドラインより「受注者が独自に判断した施工」と言われました。ですが、受注者側は概算金額は参考値なので積算方法に相違があった場合は協議にて変更可能と解釈しています。	
355	⑬設計変更	徳島県	①受注者	協議の段階では、指示していても、設計変更時には、設計変更が認められないことがあると思われる。	
356	⑬設計変更	高知県	①受注者	近年工事を受注施工するにあたり歩掛見積もりを要する案件が多い。歩掛見積もり作成に対しそれがどの程度設計に反映されているのかわからない。	
357	⑬設計変更	高知県	①受注者	⑭その他の部分に、「◎歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成、使用された標準的な機械(物価資料等に掲載済)や、率計上される用な雑工器具類等のカタログ及びリース会社の見積等、歩掛見積の根拠証明に過剰な資料は要求しないよう周知徹底します。」との記載をして頂きたいです。  何かしらの記載があれば、受注者からも、他現場では不要でしたので作成しません、と言いつい環境になると思われますし、発注者側も認めやすくなるのではないかと思います。	⑬設計変更(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎歩掛見積の提出にあたっては、過度に詳細な調査表の作成や過剰な根拠資料の要求はしないよう周知徹底します。
358	⑬設計変更	香川県	①受注者	経済調査会に掛けられた材料ですが、業者でとった見積りと単価が合わない為、最終の変更金額に相違が出る。	今後、特別調査により価格調査をする際には見積範囲等を示した詳細図や参考見積などを添付し、適正な価格設定に努めます。 また、工事内容の変更等について、打合せ簿により受注者に指示する際には、その都度、契約変更を行うことが原則であることを踏まえ、指示内容とともに概算金額について明示するよう徹底します。
359	⑬設計変更	徳島県	①受注者	資材の特別調査を行った際は、受注者側に公表してほしい。 内容によっては、受注者の購入金額より特別調査の金額は安価な場合がある。 受注者側の3社見積(実勢)と特別調査の金額を照査をする必要があると思います。	
360	⑬設計変更	徳島県	③支援業務者	ケース1として、「歩掛見積り時点と施工時点の現場状況相違による設計変更」が記載されているが、歩掛見積り時点とは当初公告段階における歩掛見積りに関しても該当するのか。 「施工時点での現場条件の違い」との記載では、施工中に追加された内容に関する歩掛調査のみ対象としているのか、公告時点における歩掛見積りについても同様とされているのかの判断が担当者によって分かれることが想定されるため、対応にはその旨の記載も追記頂きたい。	設計変更は、現場条件の違いが明確であることが前提であり、該当する場合は協議により実施して下さい。
361	⑬設計変更	徳島県	③支援業務者	歩掛見積り依頼時点の見積と施工時点での現場条件により歩掛調査を基にした見積とで相違があった為、数量変更時に発注担当課は設計変更し難色を示すケースがあった。発注担当課は依頼時点の見積は予期せぬ現場条件を想定を考慮したものであると回答されたが、実際の現場作業は着手してみないと予期できないものも多々ある。	
362	⑬設計変更	徳島県	①受注者	数量変更打合せ時において、支援業務受注者より「三者見積もり」の提出を求められる。この慣例を早くやめてほしい。	⑬設計変更(ケース1)に修正(追記)を行います。 ◎材料等の見積は発注者が行うものであり、受注者に三者見積(相見積)まで提出を求めないよう徹底します。
363	⑬設計変更	高知県	①受注者	現在では少なくなりましたが、設計変更時の相見積もりを要求された時、休日(土日祝日等)前の早急な見積もり依頼提出は控えてほしい、商社の休日明けの提出は難しいです	
364	⑬設計変更	香川県	③支援業務者	変更設計図の作成は、発注者ですが、実態は受注者に依存しているように思います。 変更工事で、作成状況調査(誰が、どの程度、割合)をしてみてもどうでしょうか。「工事関係書類の適正化指針」の周知の状況がわかると思います。(変更設計図は、指示図面の最終系です。)当該業務は発注者支援業務ですが、指示があれば、変更設計図を作成します。	設計変更図面等については発注者が作成しますが、受注者が照査により提出した対比図がベースとなるので、作成にはご協力をお願いします。
365	⑬設計変更	徳島県	①受注者	変更図面は発注者・受注者どちらが作成するのかよくわからない。事務所によっては発注者が作成してくれている場合がある。	
366	⑬設計変更	高知県	①受注者	設計変更図面を作成する際、発注時の線をのこし、変わった所を見え消しをするが発注図と見比べればいだけではないでしょうか。変更図面を完成図面する手間が省ける。	
367	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	変更見積合わせの際に、変更図面や数量計算書を入れたデータメディアを提出するのにも関わらず、変更図面や数量計算書を印刷して提出してほしいと言われた。図面はA1~A4サイズと多岐にわたり、A1(大判)は指定のサイズに折るよう言われた。数量計算書もページ数が多いため、紙での提出となると、折る手間や印刷コストがかかってしまう。ペーパーレスの時代でもあるので、データメディアのみの提出で済ませるべきではないか。	電子媒体のみの提出で構いません。
368	⑬設計変更	愛媛県	①受注者	標準的な構造物単位の積算工種について、付随する数量の算出(型枠・水抜き・足場)等の計算は不要ではないか?	不要です。
369	⑬設計変更	徳島県	③支援業務者	発注担当課の技術員から数量総括表、数量計算書を紙ファイル・エクセルデータで提出しているのに、ドキュワークスに纏めて欲しいと依頼される。紙ファイル・エクセルデータで提出しているので、それらをPDFやDocuに交換する作業は発注担当課にお願いしたい。	監督(調査)職員と調整して下さい。
370	⑬設計変更	高知県	③支援業務者	年度末の変更作業は現場作業もピークであり、工事受注者が作成する参考資料の提出も遅れ、なかなか数量の取りまとめが出来ず、積算業務においてもとても過密なものとなっている。共通仕様書で数量計算書は、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならないと明記されているが、標準変更時間を鑑み具体的に期間(30日前など)を定め提出時期を明記する事は出来ないのでしょうか。	出来形数量については、共通仕様書に記載のとおり提出いただくとともに、適正化指針の「事例及び回答一覧表」、土木工事書類作成マニュアル「9-6 出来形数量計算書」に記載のとおり、出来形ではない変更契約するための変更数量については事前の作成にご協力をお願いしているものであり、具体的な期間を定めることはできない。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
371	⑬設計変更	徳島県	③支援業務者	シルトフェンスや矢板(リース物)などの供用日の日数を対象数量を基に算出しているが、実際の施工で工事受注者の努力により官積で算出している供用日より早く返却すれば実績精算される事がある。対象数量も当初のままで、施工に手間取り返却が官積より遅くなった場合は供用日は官積となるのは理解できるが、工事受注者の努力により返却が早くなった場合についても当初の官算とすべきである。	特別な場合を除き、仮設備等は任意施工であり、精算変更しません。
372	⑭その他	高知県	①受注者	現場環境改善費の実施前協議に実施金額の明示は必要でしょうか。	⑭その他(ケース1)により実施して下さい。
373	⑭その他	徳島県	①受注者	現場環境改善としての快適トイレについて快適トイレを設置し、協議を行ったが現場事務所のトイレは認められないといわれ変更は認められなかった。 現場事務所と作業員休憩所のトイレは兼用であり、ヤードの関係で別にすることもできないし、そもそも上記のような条件は特記仕様書にも記載がない。 発注者の内規だと思われるが、それならばはじめから仕様書等に記載していただきたい。 また、わざわざ別のトイレを設置しなければならない理由も不明。	内容については、特記仕様書の条件明示に記載しているとおりであり、監督職員と協議の上、実施して下さい。
374	⑭その他	高知県	①受注者	快適トイレを第三者に使用させる旨を言われることがあります。現場従事者のためのものであることを明記してほしい。今後、コロナ対策の関係上、不特定多数の使用に 対し除菌等の対応や管理、責任を負うのは難しいです。	現場従事者のためのものであることを指導するとともに、特別に使用させる場合は、協議によることを徹底します。
375	⑭その他	高知県	①受注者	現道施工の場合、施工箇所が点在し、その日に施工が完了する箇所が、多いとなると現場環境の改善を目的として、ユニットハウスといった休憩所設置が困難である。 また、設置場所に関しても、広いスペースが確保できません。(現場環境改善費)	現場環境改善費は、「仮設備、営繕、安全、地域連携関係」の項目において、事例に基づき実施するものであり、具体的な内容については監督職員との協議により実施して下さい。
376	⑭その他	愛媛県	①受注者	現場環境改善費について、土木工事成品マニュアルに記載されている内容に、該当しているのに、各担当課(監督官詰所、出張所)によって、内容の可否がまとまっていない。作成マニュアルとおり、徹底している監督部署もあれば、内容にあてはまらないと、否定される監督部署もある。統一していただきたい。	
377	⑭その他	愛媛県	①受注者	工事現場の現場環境改善費について、共通仮設費の率計上をもっと低く設定してもらいたい。 ・事務所(発注)によって、現場環境改善費の実施項目に差異がある為、改善費として使用できない事例がある。 ・受注した施工箇所によっては、現場環境改善費をほとんど使用しなくても良い。	現場環境改善費については、作業員の方の現場環境改善や、地域とのコミュニケーションなどに活用可能であり、適宜協議により実施して下さい。
378	⑭その他	徳島県	③支援業務者	現場環境改善費(旧イメージアップ)は、実施前に監督職員と協議をお願いします。 とありますが、協議において必要な資料とは施工計画書への記載で良いか？ 土木工事書類作成マニュアルp.141では「施工計画書へ具体的な内容と施工時期」の記載で良いとあるが。	土木工事書類作成マニュアルのとおりです。
379	⑭その他	高知県	①受注者	中間・完成検査についてですが、検査書類項目を定めて頂きその他の書類は現場担当者・監督官による事前確認として頂ければ検査時の余分な書類作成等の負担が軽減されると思います。現在は検査時に何を見るか聞かれるかわからない為に必要以上の対応をしている。	工事検査時における確認書類の限定については令和2年11月に改善を図っています。(土木工事書類作成マニュアルも改訂済み。)
380	⑭その他	高知県	①受注者	今回から国土交通省の完成検査のスタイルが簡素化(10項目しか確認しない。)され変わるとのことで期待していましたが、従来のスタイル(以外の書類も確認)に近いものがありました。	
381	⑭その他	高知県	①受注者	検査書類については、特記仕様書「検査書類限定型モデル工事」10書類の対象工事とあるが検査書類としては書類作成しなければならぬので、簡素化にならない。 10書類以外の書類も検査で確認したい場合対応ができない。検査書類内容が不明確である。	
382	⑭その他	香川県	①受注者	上記の新規追加工事として、「応急処理工」で最終的に工事費:約3000万円消化した。応急処理工とは、自工区以外の所で、用地買収後の立入禁止柵、用地内の草刈、埋蔵文化財調査のための森林伐採などを関係者並びに地元地権者と日程調整等を実施して工事を行った。検査時における工事評定審査項目にこの工種を追加して評価してほしい。	検査時における評価については、新規追加として実施したものを含め、総合的に評価を行っています。
383	⑭その他	愛媛県	①受注者	工事関係書類の適正化指針と中間技術・完成検査の検査項目に若干ずれがあるように思えます。	ずれはないと考えているが、具体的な内容を示して頂ければ改善していきます。
384	⑭その他	徳島県	③支援業務者	諸経費動向調査について、単年度の分任官工事であれば現行のままで対応は可能であるが、複数年の本官工事の場合、下請企業の数自体膨大であり、必要となる資料の確認作業等も煩雑となるため、積算で一律計上されている費用ではとても対応しきれない。 ⑭-4に同様の事例に対する回答があるが、諸経費動向調査に関する費用の見直しを行えないのであれば、3年以上の複数年工事は対象外として頂きたい。	諸経費動向調査は間接費の設定のために必要なものであるため、工事引渡日までの提出にご協力お願いいたします。
385	⑭その他	愛媛県	①受注者	諸経費動向調査の提出期限が工事引渡日となっておりますが、工期終盤まで施工が続くと、工事完成書類等と調査業務が重複し現場担当者の業務が圧迫されています。提出期限を工事引渡日以降とならないでしょうか。	
386	⑭その他	徳島県	①受注者	施工管理の段階確認や施工状況把握の頻度が昔より減ったためか、監督員や現場技術の方の来訪が減っている。出来れば月1回程度は現場に足を運んでいただきたい。	土木工事監督技術基準の頻度で実施しているものであり、ご理解頂きたい。
387	⑭その他	徳島県	③支援業務者	発注担当課の支援業務者の立場から見ると、「工事関係書類の適正化指針」で受注者側の改善や工事書類の改善は見られるが、発注者側の不備をまかなう作業量が増え発注担当課への負担は増大しています。発注担当課への指摘はごもっともな所も多いが、限られた予算・時間・労力で工事発注に至っている結果であるとも思われ、発注担当課の抱える根本的な問題を解決しないと不備は減っていかないと考えられます。	工事関係書類等の適正化指針の遵守をお願いします。
388	⑭その他	香川県	①受注者	工事関係書類等の適正化指針は、とても良いと思います。 ただ、まだ双方(発注者、受注者)理解できていないと思います。	引き続き工事関係書類等の適正化指針を周知徹底します。
389	⑭その他	愛媛県	①受注者	別々の物件ではあるが、3ヶ所の監督官詰所から、発注図(2ヶ所)や完成図(1ヶ所)の製本を余分に依頼された。(発注図の製本は、以前までは工務課が作っていたが、なくなったためと言われた。)あくまでお願いであり、受注者側の善意でと言われたが、発注者との関係上断りにくい。	完成図は特記仕様書に基づき提出をお願いします。

No.	項目	意見			意見に対する回答 ※斜体:適正化指針に記載文
		県	立場	内容	
390	⑭その他	愛媛県	①受注者	提示のみでいい書類でもコピーの提出及び項目にない書類の電子納品を求められるケースがある。 今後、より簡素化を進めていただきたい。	不要な資料の提出を求めないように指導していきます。
391	⑭その他	徳島県	①受注者	書類作成上は提出等が不要となっている物が増えているが、提出を提示に置き換えただけの書類も多いので資料等の作成手間は余り変わらないのでは。	書類提出の負担軽減を行っているところであるが、必要な書類については提示できるように資料作成をお願いします。
392	⑭その他	—	③支援業務者	特定調達品目調査は事務所にて管理・報告してほしい。 特定調達品目は完成時に電子納品されています。 また、公告時に品目は事務所で把握されていると思います。 メール転送での調査依頼が多すぎます。	事務所内で調整をお願いします。 また、特定調達品目調査は、現場の実績を求めているものであり、現場で確認・とりまとめの上、報告をお願いしているものです。
393	⑭その他	愛媛県	③支援業務者	特記仕様書に記載する項目で、共通仕様書に記載できる項目は共通仕様書の方へ反映していただきたい。	全国基準のため、記載できるものについては、順次記載するように要望して参ります。
394	⑭その他	高知県	①受注者	特記仕様書にある工事書類の作成のような条項を追記してほしい。 例えば、工事関係書類の作成にあたっては、「工事関係書類の適正化指針」に基づき実施するものとする。	土木工事書類作成マニュアルに「工事関係書類の適正化指針」の位置づけを記載しています。
395	⑭その他	香川県	①受注者	今回の使用が初めての為に。簡単な提出様式集とサンプルを見れる所をお願いしたい。	土木工事書類作成マニュアルを参考にして下さい。
396	⑭その他	徳島県	③支援業務者	ASPにおいて、段階確認書、材料確認願・立会・確認書を処理する場合、紙時代からの様式であるため、①受注者から確認希望日時→②発注者の確認日時→③受注者からの確認結果というやりとりが発生し煩雑であるため、ASP時代となり大きく様式を変更してはどうか？ 現実には、事前に週間予定表等で確認日時を決定しており、③の確認結果だけでも問題ないと思われる。	情報共有システムを活用し、様式どおり実施して下さい。
397	⑭その他	—	③支援業務者	【遠隔臨場における確認画像の保管・編集等について】 「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)」によると、確認実施者が現場技術員の場合は、画像を録画し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。とされ、また、録画した画像は現場技術員により編集する(編集を認める)とされています。 適正化指針では、工事受注者に対しては、現場技術員が確認臨場した場合の写真の撮影・提出は不要とされており、遠隔臨場での画像の録画・編集等の作業も同様に「不要」の対応を執っていただけないでしょうか？ 工事受注者の働き方改革が進められている中、我々現場技術員の業務量低減についても、ご配慮の程をお願いします。  ※現場技術員が画像録画等を行う場合の課題 ①ASPを供給する企業の一部では、現在、現場臨場に対応したシステム(録画、画像処理、ASPに保管の一連作業を可能とする)を試行中とのことで、録画・編集するための機器やソフト等の装備が無駄になることが懸念されます。 ②当社では録画・編集する場合に必要な機器については、工事受注者が用意するものと解釈していますが、よろしいでしょうか？ ③現場臨場が本格的に運用された場合、現場技術員が工事現場に向く機会が減少することが予想されます。現場技術員は、段階確認や材料確認等で現場に向く際には、併せて、工事現場の施工状況や安全施工等を確認しており、別途、施工状況の把握のための現場確認作業が必要になるため、遠隔臨場と施工状況の把握の作業が重複することが懸念されます。	遠隔臨場の実施にあたっては、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」、「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査試行要領(案)」に基づき実施して下さい。 なお、試行要領(案)は見直し作業中で、現場技術員による録画の編集、登録・保管については削除される予定です。  ※課題についての回答 ①②については、試行要領の見直しに伴い、不要となります。 ③については、工事の施工状況把握や、安全施工等の確認については、監督行為として行っているものであり、遠隔臨場と重複するものではありません。 なお、上記の確認においても、今後、遠隔臨場により幅広く実施していく予定です。